

可認物便郵種三第回六十二月二年七廿治明

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. V. MAY, 1904.
VOL. XVII.

五月一日二十回發行

明治廿一年五月刊

監獄協會雜誌

五月二十日發行

明治三十七年

第七拾卷
第五號

監獄協會發行

第十七卷第五號目次

第十七卷第四號目次

○論 說 (一頁)

●所感、於四月茶話會) 高木光久君演說

●佛教と監獄(於四月茶話會) 西元龍巖君演說

●無期刑者の特典減等に就て 在網走 安田 牛 農

●有馬君の外役論を讀む 野崎 宏 (一九頁)

○雜 錄 (一九頁)

●監視執行は可及的寛容の途を取り時世に 浦 舟 生

適應せしめざるへからず 鷺嶋監獄通信員

●在監人書籍號札改正に就て 井上 齋 州

●新聞政略 進 藤 正 直

●兒童が如何なる罪科に陥り易きか 進 藤 正 直

●統 計 (二七頁)

●明治三十七年三月末日現在全國在監人員表

●明治三十七年三月末日現在全國在監人員表

●本表中外國人の事實を擧ぐれば左の如し

●明治三十七年三月末日現在全國囚人刑名別表

●明治三十七年三月末日全國囚人刑名別表

○寄 書 (三四頁)

●責任漫筆 四日五分監 阪 吐 雲

●看守長の俸給改正を望む 尾張監獄研究會

○翻 譯 (三六頁)

●法 令 (五四頁)

●雜 報 (五五頁)

●東京便 外數件 (六四頁)

○講 話 (六四頁)

○廣 告 (六四頁)

○論 說 (一頁)

●外役論(於三月茶話會) 有馬四郎助演說

●茶話會所感(於三月茶話會) 河野教誨師談話

○雜 錄 (二二頁)

●戰爭は一の教訓者なり 冷 骨 直

●各監に於ける看守女監取締の狀態 進 藤 正 直

●三十七年度豫算に對する論評 會員 浦 舟 生

●親鏡餘影(二) 秋風春雨樓主人 (三八頁)

○統 計 (三八頁)

●明治三十七年二年末日現在全國在監人員表

●明治三十七年二月末日現在全國在監人員表

●前表中外國人の事實を擧ぐれば左の如し

●明治三十七年二月末日現在全國囚人刑名別表

●明治三十七年二月末日現在全國囚人刑名別表

○寄 書 (四四頁)

●在監人書籍購求に於ける所感 光 弘 祐 言

●出獄後成績 能はさるものあり 在名古屋 菅沼管牧 生

●吾人は現代獄事行政上に付き慨嘆措く 能はさるものあり 在名古屋 菅沼管牧 生

○雜 報 (五〇頁)

●北海道の徒刑囚内地へ送還方廢止せらる

○法 令 (五六頁)

●出獄人保護 (五八頁)

●叙任辭令 (五九頁)

○翻 譯 (五九頁)

○廣 告 (五九頁)

▲新著廣告▼

小河岳洋先生戯著

短篇刑根な草

全

定價金十六錢 郵税金四錢

本書、收むる所「危機一髪」及び「監獄未來の夢物語」の二篇あり、前篇は筋を明治初年に於ける花も實もある老官吏の聽訟談に起し、少壯新進の學士と圓熟先進の法官との對話に藉りて執法變通の妙理を説き、黃吻と老舌美人と酷吏、對照波瀾の間に備さに世態人情の細微を穿ち、口を極めて微罪檢舉の弊竇を痛論し、結局世の法律なるものも濫かき血と涙の同情的活動を以て機宜變通する所なかるべからざる所以の理由に論及せられたるもの、後篇は名は未來記と謂ふと雖も大體、或る文明國に於ける現實

の事實を根據として之を潤色するに「そんなじよそこら」に隠現出
没せる幽靈の如く將た幻覺の如き似而非的、博愛主義、感化主義
さては懲戒主義に伴ふ怪しの現象材料を以てし、滑稽あり眞面
目あり、變化縱横、奇想新案、湧くが如く諷刺の切なるに怒れるの
後には忽ちにしてまた喜劇の妙なるに抱腹絶倒するの想ひあ
らん、若し夫れ黒人眼を以て之を一讀せは一言一句、すべて其心
と相感應して悉く活動飛躍するの感あらしむべきを疑はず、先
生行餘の閑筆、之を公けにすること固より其素志に非ず、雖
も敢て請ふて之を同好の士に頒つ、今や時局、正に勤儉貯蓄に急
なり、耽讀家の極めて少數ならんことを豫期し印刷部數亦た努
めて節約を加ふ、本書希望の向は成るべく速かに御申込あらん
ことを望む

出版者謹白

注文申込所

東京市麴町區飯田町
五丁目三十二番地

宮下 鈞 太郎

爲替振込 神田一ツ橋通郵便受取所

監獄協會雜誌第十七卷第五號

(明治三十七年
五月二十日發行)



○所 感

(明治三十七年四月本會茶話會に於て)

高 木 光 久 君演說

私は今日は御申譯をするやうであります、諸君の御高説を承ることを楽しみに出
ましたので、自分からして何か申し上げようと云ふ腹案もございませぬ、唯今小河
君から何か一席申せと斯う云ふこととございまして、兎に角此席へは登りま
したのでございしますが、前申述べましたやうな次第でございしますから、定めし諸
君を益することは勿論ございしますまい、加之らず御應苦しい廉々が澤山ございま
せうが、それはどうか豫め御諒承を願つて置きます。

私が申上げやうと思ひますのは、我邦に對する外國人の感想は如何なる感想を
持つて居るであらうか、又それに付きまして我々が責任の重いと云ふ感がござい
まするので、一應此事を申上げて見やうかと考へます。

第十七卷 第五號

論 說

殊に廿七八年の戦役

又北情事件等に依りまして、著しく我邦の位地を高めて、外國人は實に日本は文明國である、總ての事が完備して居ると云ふて、非常に我邦を尊敬して居るやうに感じて居る人が多いやうに私は見るも聞もするのでございますが、私が見まするには、誠に世人が思ふ通り一躍して我邦が世界列強の仲間入をし、又外國人の少くとも中人以上の者が我邦に向つてさう尊敬を拂ふて居ると云ふことでございませすれば、實に私も慶賀に堪へない次第でございますが、私は茲に少しく疑があるのでございます、故に外國人は我邦を如何に觀て居るであらうかと云ふことを知りたいと思ひますが、不幸に致しまして未だ足西洋の地を踏むことが出来ないでございませから、知人で洋行歸りの人がございませれば其人に就て聞きまするとか、又は新聞雜誌に現はれて居ります所の事に氣を付けて見ます、さうして其疑を解かうと思ひますが、見ませれば見ます程聞けば聞きます程私の疑は却て深くなるのでございませ、それはナゼかと申しますれば、成る程世人が考へまする通り、我邦は維新以來軍事であれ教育であれ、勸業であれ交通機關の事であれ、總ての事が長足の進歩を成したと云ふことは、是は争はれぬ事實と私も信ずるのでございませ、又日清戰役等に依りまして、我邦の軍備の整ふて居りますること、軍人の忠勇なることは、或點に於きましては遙に外國に勝つた事もあらうと考へまするし、決して是は外國人も我邦を弱いとか軍備が整はないとか云ふ

感は持ちませぬので、無論我邦は立派に軍備が整ふて居り軍人も忠勇であらうと云ふことを認めて居ることも信じて居る、ではございませが、其他の事に至りましては如何でございませうか、交通機關の事とか實業上の事とか教育上の事とか又此我監獄の事とか、又之の補助機關とも云ひまする免因保護の事とか或は感化事業の事とか云ふものも、總て進歩して居りまして外國に勝ると云はなくても、少くも歐洲の文明國と同様の位地に居ると外國人は見て居りませう、我邦を尊敬して居りませうが、私の疑のあるのは此點でございませ、それで私の知己の歸りました者に聞きまするのに、是は名も聞きませぬが私は其人から聞いて直接したのでありませぬから間違ふと往けませぬので名丈は略しますが、獨逸の或大政治家の伯爵夫人が昨年のごとでございませが、昨年から三年前に漸く日本の國會が開かれて居ることを知つたと云ふのであります、又或帝都の視學官が昨年こちらから教育視察に行つた人であります、其人に聞くのに、日本には電氣鐵道があるだらうかと云ふて聞いたと云ふことであります、又太平洋の船に乗船した米國人でそれは可なり物も分り財産家であるさうですが、其人が聞くのに日本には人食ふ人種があるさうだと云つて聞はれたと云ふ話もある、モ一つは歐羅巴に行つて見ると博物館などに種々なる物があるが、其内に未開國とか文明國とかの風俗などを見る爲に種々なる物を陳列してある場所がある、其所に這入つて見ると、

遺憾ながら我日本の品物が文明國の部分に飾つてない場所も往々見受ける、斯う云ふことも聞きました、又我邦で實業界の大家だと云ふ彼の、濫澤君が洋行から歸つた時に話されたとか云ふことを幽かに記憶して居りますが、其中に自分は今度洋行して諸方で歓迎された、厚遇を受けたが、是は自分が實業家たる爲によりは日清戦役の餘光であつて、詰り軍人の庇蔭で自分が此の如く厚遇を受けたのであらうと云ふやうな意味があつたやうに記憶するのであります、是等から見ますると世人が思ふ如く外國の多くの人が日本の總ての事が世界文明國と同一であると感じて衷心尊敬をして居ると云ふことに付ては如何であらうかと云ふことを私は案ずるのでございます、で今ございします所の日露の戦争に付きましては、連戦連捷と云ふ有様でございますから益々日本の光輝は高められるでございませう、でございますが、それは此軍人が忠勇なるの力で、軍事に付きましては世界に名を益々高め、我日本の地位を高めるでございませうが、其他の事に付きまして此勸業とか或は教育とか云ふやうな事に付きましては、餘程我々日本人は奮發を致しませぬだつたならば、戦争には勝つて軍事上の事はエライと云はれるけれども他の事に付て如何であらうか、外かの事は暫く措きましても、此監獄事業が如何でございませうか、多少監獄に對して少くも遜色のないと云ふことを云はれるでございませうか、此點に付きましては我々が將來は倍々奮發をしなければならぬ

ことであらうと考へます、若も文野を分つ所の標準とされる監獄事業に致しまして西洋各國に及ばないと云ふことになりましたならば、今海外に在つて屍を露して居る所の軍人諸君に對しても我々は何んぞ申譯が出来ませうか、益々此監獄事業は改良の上にも改良を加へまして、軍事の進歩と相伴ふて行つて、さうして初めて我々の職責を盡したと云ふことが出来るのでございます、故に我々の責任は日本の地位が高まるに随ひまして益々重きを加へたことであらうと考へます、幸のことには私共は誠に幸福の時に生れたと考へます、若も此生れることが是よりズット晩くございしますれば、最早他の人が種々なる研究をせられ種々なる事を積んだ後でございしますから、モ一考とか研究とかの餘地がない時に生れるかも知れなかつた、所が今日は未だ夫れ程に往かない時に生れましたから、是から熱心に研究をし勉勵をしてからに専心此の監獄と云ふことに盡しましたならば、西洋にも勝る所の方法も考へ得らるゝ餘地が今日はあるだらうと思ひます、此時に生れましたのは私共は誠に幸の時に生れたのであると考へます、それで研究することは種々なる事もございませうけれども、第一に他の事に脇目を觸れず、職務の事に馬車馬の如く兩方を見ないで眞ッ直々にやる、放心をしない斯う云ふことが必要なのであらうと思ひます、斯う申しますれば、それでは人間と云ふものは職務に追はれて苦んで仕舞つて樂みと云ふものはない、斯う云ふ問題が出ると思ひま

すが、樂むと云ひますることは其人の考へ方に依り随分種々に違ふものであらうと思ふ、此獄事なら獄事に熱心に盡せばそれで一つの樂みが出来るのであらうと思ふ、私が監獄に従事する前勤めて居りました所に、私から見ると先輩でありますか猪飼と云ふ人が居つた、此人は地租掛をして居りましたからナカノ、繁務であつた、或日退廳後其人の家へ行つて見ましたらば、洋服を脱いで其所においてあつて、さうして其人はさうして居るかと思つたら庭に出て肥柄杓を取り又鍬を取つて頻りに花を培養して居つた、それから猪飼さん大變お疲れでございませうと云つた所が、イヤ少しも疲れはしない、自分が是は樂みであるとする云ふので、成ほど疲れた様子は無い、それから或人に石印を刻むことを能くする人がある、其人は日曜毎に炎天に曝されて靜岡の阿部川の河原から出る葡萄石と云ふのがある、其所へ行つて暑いだらうと思ふのに、頻りに尋ねて斯う云ふ石が目付かつたと云つてそれを珍重して居る、私から見ると暑いのに面白くもない、暑いのに庭に出て働いてこつちの水仙がさうさかあつちの菖蒲がさうさか云つた所が面白くない、それよりは人の植へたのを見た方が樂で面白いと思ふ、それを其人には夫程面白くて私には感じないのは私が熱心でないから面白味を感じないのである、あれ丈に培養したら斯う云ふ花が咲いたさかさう云ふ事を感じるまでに至らないからして難義と云ふことを感ずる、他の人は興味を感じて居るから少しも難

義を感じないで樂みである、して見ますると此職務のことも熱心に其事を研究したならば是が一つの樂みとなるであらうと思ふ、そこまでに行くのが大變苦しいのでありますが、樂しき一の道樂……道樂と云ふと言葉が悪うございすが、職務道樂になつたら矢張其人の樂みになると思ひますから、決して人間生涯樂しみなくして苦しみばかりで暮すと云ふことでなくして、樂みで終ることが出来ると思へますので、是丈の熱心になるまでに心を外へ奪はれないで我々が此監獄に盡すと云ふことでございしましたならば、随分我日本の監獄事業をして西洋各國に譲らず、我軍人が西洋各國の人をして驚嘆せしむる如く、我監獄事業も亦彼の赤髯先生をして驚嘆せしめ、又我邦をして尊敬せしむるまでに至らしむることは易いことではございませぬけれども、爲し得ない事業ではなからうと考へますので、さうか此監獄に従事する所の諸君皆一致共力して、我邦の地位をして高めると云ふことが、我々司獄に従事する者の責任であらうと考へますので、前後不揃の事を申し上げましたにも拘らず、諸君が御清聴下されました段は感謝致します(拍手)

○佛教と監獄

(明治三十七年四月本會茶話會に於て)

西 元 龍 舉 君 演 說

東洋の天地が世界の視注する所の目標となりました際に、旅順一度砲撃以來、重ねて大戦捷の報を得ましたのは、偏に我 皇帝陛下の御威徳に由ること、諸君と共に慶賀致しまする譯でございませうが、情ら考へて見ますと云ふと、我海軍の艦隊が六大戦艦を始めて水雷艇の小に至るまで、殆ど我監獄の數と相匹敵して居るやうに見ます、是が第一戦隊第二戦隊各手分をして、至誠なる所の精神から國家の重任を肩に著て働いて遂に其好結果を見たのでございませう、此監獄にも或は東北の部分であるとか、或は西方の部分であるとか、或は中央の部分であるとか云ふ一部の戦艦團體となつて見ますれば、殆ど一監獄は二軍艦のそれでありまして、其一の司令長官の下に目醒ましく運動するが如く、一つの大主務者の下に在つて各其働を爲しましたならば、將來に於きましては歐米の監獄事業も敢て恐るゝに足らざる所の好結果を見るであらうと今から想像して喜んで居る次第でございませう。

私此監獄事業の末班に職を奉じて居りまして、情ら此監獄事業の事を考へて見ますると云ふと、佛教に餘程關係の厚い今日となつてあります、随つて此佛教なるものご監獄なるものとの關係が、色々胸底に出て來まするので、何か有益の事に就て取調べて見たいと云ふことも考へたこともございませうけれども、何分其材料と其餘暇を得難いので有益の事も殆ど取纏つて出來得ませぬで、諸君方に卑見端にお供へ申すことの出來ない譯でございませうが、今日は監獄と佛教なるものの一に付てチョット御話をしてみませうと云ふ考に漸く最前方になりましたのでございませう、御高聴を汚す譯でございませう。

道徳は宗教道徳と普通道徳と先づ大要此二通りを以て世界の人の上に於て道徳上の話をされてございませうが、普通道徳で見ますと云ふと、少しく宗教道徳より考へて見ますると範圍が狭いやうに思ひます、随つて宗教道徳は普通道徳を含有して而して或一の宗教的勢力を備へて居ると云ふが如く廣くなつて居ると思ふて居ります、所で此佛教が即ち一つの宗教でございませうが、宗教と云ひますると即ち釋尊の説かせられた所の教が佛教でございませう、所が此佛教が誠に一口に申しますると取止めがないと云ふやふな所があるやうにございませう、ツイ汎神教のやうな所がございませうし多神教のやうな所がございませうし一神教のやうな所がございませうし或は無神教のやうな所もございませう、動もするところから佛教の骨になつて居るのであるか、どう云ふ所が佛教なるものの本體であるかトンと分らないと云ふやうな事柄に思はれる所もなきにしもあらずでございませう、此の

如くでございませうからして、今日の如く十二宗三十六派と分れて澤山に枝葉が出來て、イヤ己れの宗旨は斯う云ふ事を説くのだ誰のは斯う云ふ王合だと云ふて種々な事を説出すやうになつたのも亦無理からぬことでございませうが、併ながら是は所謂釋尊の大圓滿なる所の智慧を以て何かの事に抜け目なくお説きなされた所の説法でございませうからして、即ちどの道からでも這入つて真味を得られると云ふ王合に御話になつたから、此の如くにたつ開いたことで種々な間違があること云ふて宜しいであらうと考へます、左様にマア澤山でございませうが先年唯今の村上博士が先づ之を三通りに分けて分り易く話されたのを或紙上で見ましたが、それは此澤山の宗旨の上で祈禱的佛教と禪學的佛教と一つには念佛佛教の三通りでございませう、是を十二宗でズツト分けて取つて仕舞ふです、さうすると浄土宗とか或は眞宗とか時宗とか念佛宗とかは是は念佛佛教の中へ這入つて仕舞ひます、曹洞宗臨濟宗黃檗宗是は所謂禪學佛教と云ふ方でございませう、其他に於ては所謂祈禱的佛教斯う云ふ王合になつて居つて、先づ今日社會に用ひられて居る所が多分は祈禱的の物に於て之を用ひて居る所からして此區分になりたものであらうと思はれますが、澤山の物も約めて此の如く三つに分けて見ると大分分り易くなりて來ました、所で其三つの中で念佛佛教と云ふのが是が所謂一神教的の佛教でございませう、是が唯一つ釋尊時代にあつて監獄に關係のある事がございませう、それは

釋尊の時代に當つて頻婆娑羅王と云ふ或一國の王さんがございませう、其御方に阿闍世太子と云ふ皇太子が出來ました、其皇后様は韋提希夫人と云ふ方でございませう、其親子三人の中の御話を精しく致しまするとナカ、長い事でございませう、又之を王合能く綴りましたならば、一つの演劇にもなるだらうと思ふ位面白い因縁關係になつて居りますが、其阿闍世太子の爲にお母さんの韋提希夫人が座敷牢に入れられた所の事柄がございませう、それからお父さんの頻婆娑羅王も亦或所に幽閉されました事柄がございませう、それから其王様の或所に幽閉されたのを皇后の韋提希夫人が時々御訪ねになつて食物を上げましたり色々慰問されまするので、それを皇太子が腹を立て、母親の韋提希夫人を座敷牢に入れたのであります、子が親を座敷牢に入れたり左様な責苦に遣はせると云ふことは誠に變なことのやうでありますが、是には因縁がありますので、其事はお話を先づせぬと置きませう、で左様に兩親共に或所に幽閉され座敷牢に入れられた、斯う云ふことになつたものでございませうからして、韋提希夫人と云ふ皇后様が非常に世の有様を歎かせられて、誠に可愛い自分の子と思つて育上げた太子に今は斯様に座敷牢に入れられて苦痛を見ると云ふは、實に世の有様は歎かほしいと云ふところ、非常に自分の身に苦痛を感ずるに付て悲しき所の精神を御持ちなされた、それから其當時に當つて釋迦佛が種々の御話を説いてさうして世間に聞へて御座

る、又其頻婆娑羅王も釋尊の教を常に心掛けて御座るものであるからして、其時に當つて韋提希夫人が釋尊の御座る檀特山と云ふ山に向つて御願された、吾れは實に今日斯様な境遇になつて居りまする、さうかして此苦痛を逃れる事柄があれば説いて聽かせて下され、若し斯様な親子の仲でありながら苦痛を見るべき願よりか尙ほ進んだ善い願があれば、教へて下され、如何なる御でも守つて行きますからと斯う云ふことを牢の中から御願ひなされた、其時に當つて釋尊が……所謂宗教的に審美的の話です、數珠を以て韋提希夫人の頭の上に現はれてさうして種々の説法をなされた、斯う云ふ工合に説いてあることがございませぬ、其時に釋尊が御説きなされた法と云ふものは、色々身を慎んで道徳を保つべき所の事柄を勸めて、身に徳の生ずることを述べ功徳を増すことを述べた上に此一神教の所謂彌陀の法を説いて、あなたも女の身であるから女の御方の結構な所に至るには此彌陀佛の力に依る外ないと云ふことを御説きなされたのであります、そこで韋提希夫人が種々に思案熟考して遂に信じたこと云ふことは淨土の觀無量壽經教と云ふ御經にございませぬ、で釋尊の時に於きまして又印度の状態の上でも今日の如き監獄と云ふものはなかつたけれども、犯罪者と云ふものが諸所にあつたと云ふことは書物の上に顯はれて居ります、が慈悲圓滿なる所の釋尊でございませぬけれども當時の犯罪者に向つて愚論をし直ちに牢の内に行つて教誨をされたこと云ふやうな

ことはございませぬが、唯一つ此韋提希夫人が言はゞ一の牢屋的の幽閉の中に於て、自分の精神上から佛陀の教を受けられたことがあつて、遂には一神教たる所の佛陀を信じて其幸福を得られたこと云ふことが先づ釋尊時代の顯著なる所の監獄に關係のある履歴の發端でございませぬ、之に依つて思ひまするに、唯今監獄に佛陀の像が安置してあつて一つの崇教の道を立てることゝなつてありまするのは、佛陀も色々ある中で此彌陀佛が監獄の中の信仰且つ崇教の目的物となつて居るのは餘程此邊からの因縁が能く調合してあるやうに考へまするのでございませぬ、其邊の工合が殆ど釋尊が牢屋の中の韋提希夫人に説かせられたのと步調を一にして居るやうに考へまして、妙なことであるわいと云ふ感念を持つて來ましたが、或は時勢の變遷するに付きましたは、遂に此の如き靈像を安置することがなくして、又精神上の薰陶を満足にする時代が來るかも知れませぬが、先づ今日の狀態としては其邊が今日に於てチョット感じました佛教と監獄との釋尊時代の一つの因縁でございませぬからして御存じのお方もございませぬがチョット御參考の爲に御話をして置きます（拍手）

○無期徒刑の特典減等に就て

在網走 安 田 半 農

凡そ囚人をして自暴自棄に陥らしめ終に絶望の奈落に沈淪せしむるもの無期刑より甚たしきはなし茲を以て多數の無期刑囚人を收容せる監獄當事者間に於ては死刑の廢止よりは先づ無期刑の廢止を急要なりと論ずるもの從來屢々吾人の耳にするところなり今試みに北海道所在元集治監に於ける既往の事歴を擧ぐれば舊法懲役終身及無期徒刑の多數を拘禁したる明治十五年乃至二十三年の交にありては看守長看守押丁等其定員に於て將た現員に於て比較的多かりしに拘らす年々逃走者を續出し各監を通し一ケ年一百人以上元集治監の編纂を年報參看を要すを算するに至れるとなきにありしなり爾後舊法懲役終身のものに對し現行法處斷の無期徒刑囚との權衡上行狀善良の者に特典減等のこと行はれたるより一般の囚情漸次靜穩に歸するの傾向を生したり是蓋し絶望暗黒の奈落に希望の曙光を認めたるに起因するものにして詳言せば行狀の良否は直接に間接に自己の運命に至大の利害關係を有することを悟りし昨非を悔ゆるも既に晚く只た來者を追ふことに専心し自制の念を惹起せるの致す所に外ならず然るに又三十年一月減刑のことあり無期徒刑も亦た十五年の有期徒刑となりしに因り希望の曙光は或は日月の如く或は星辰の如く確

定實在のものとなり隨て彼等をして愈々克己心を發奮せしめたるの結果三十年以降三四年間は各監共に創設以來の無事平靜を謳歌することを得たるもの、決して偶然には非ざるなり由是觀之囚人の將來に希望心を繋かしむること刑事政策上最も必要の事項たるを失はず彼の賞表制度の如き又は其他の優遇法の如き偶々以て僞善を奨勵すへき具なりとの非難なきにあらざるも各國概ね皆此制度と方法とを採用せる所以のもの亦畢竟此理に外ならざるへしと雖も賞表制度其他の方法のみを以てしては有期徒刑は格別無期徒刑に對しては未だ將來に希望を繋かしむること能はず只た或る年限間善行を持續せば萬一にも假出獄の恩典を僥倖することを得へしとの架空的想像を腦裏に描かしむるに過ぎず隨て彼れ等の希望心を旺盛ならしむること能はざるや敢て多辯を要せざるところとす故に吾人の理想としては無期刑なるものは我邦刑法より全然之を抹消し去らんこと翹望措く能はざることろなるも聞く所に依れば無期刑を其儘に存置せんとする改正刑法草案は些の改訂を加ふることなく次期議會に提出せらるへしと嗚呼亦た時なりと謂つへきなり夫れ既に然り於是乎刑法の改正否無期刑の廢止を外にして現在及將來に於ける無期徒刑囚に對し確定實在の希望を繋かしむるの途ありや否やの問題を生ず而して余輩は或る程度までは彼れ等をして將來希望の人たらしむるの途ありと斷言するを憚からざるなり然らば希望の人たらしむるの途とは何ぞや曰く特典減等の稟請

を爲すことを得へき範圍の擴充即ち是なり蓋し今日にありては無期刑者は嬰兒殺犯人を除くの外十五年を経過するにあらざれば減等の稟請を爲すことを得ざるものとせり如斯制限を置くこと刑罰權の威嚴上當然止むべからざるものあるへしと雖ども謀故殺放火犯者は勿論無期刑者中其最も多數を占むる強盜殺傷人犯者にして尙全く偶發的初犯而も犯情犯由の憫諒すべきものあること甚た少なとせず而して之れ等の者の中には深刻なる追悔と眞心より來る慚愧との餘自殺(重罪者の自なき現象に由るもの説を企つるものあるは屢々吾人の目視耳聞するところの事實なり又偶發的初犯者中入監の當初より一貫して善行を持続するものと自暴自棄に陥るもの、二者あること一般累犯者と異なるなしと雖も其數年間善行を持続し且改悛の狀顯著なるものに對しても尙十五年を経過するにあらざれば減等の稟請を爲すこと能はざるは斯道のため深く遺憾に堪へざる所にして殊に現在の無期刑囚は明治三十年一月以降の處斷に係るものなるを以て少くとも將來七八年の以後にあらざるよりは假令如何なる要件を充たすことあるも減等は勿論假出獄の恩典にたも沿することを得ざるへし意ふて茲に至れば彼れ等の自暴自棄に陥るもの其愚や笑ふへしと雖も其情に於て亦た大に憐むべきものなしとすへけんや刑罰否寧ろ純理より觀察するときは恩典減免の如き固より之を與ふるの必要なしとの論結を爲すことを得へし然れども纏つて行刑の方面より觀察するときは改悛

歸善のものをも尙繫獄するか如きは畢竟何等の必要及實益もなかるへし既に實益なし必要なしとせば須らく之を全免すへしとは彼の不定期刑論者の主張するところにして其理なきにあらざるも現下の文化程度に於て俄かに左袒すること能はずと雖も一定の條件に到達したるものに對し先つ一等若くは二等の減等を與ふるか如きは今日の實際に照し時に遲速の差あるに止まり敢て何等の不可なきものと云はざるを得ず而して此事前減等は取りも直さず他の一般無期刑者に活的殷鑑を示すものなるを以て今日の非行者をして忽ち來日の善行者たらしむるの動機となり十五年を経過したる事後減等に比し更に偉大の効果あるべきは余輩の信して疑はざるところなり故に減等稟請に關する取扱の範圍を擴充し何種の犯罪者たるに論なく少くとも其偶發的初犯者にして行狀善良改悛の狀顯著なるものは彼の嬰兒殺犯人に於けるか如く服役三年を経過したるときは犯情其他の事情を審査し特典減等の稟請を爲すことを得せしむるは刻下の事情に於て假出獄の範圍擴充と相待つて最も機宜に適したるの措置なると同時に無期刑者匡濟の一方法にして亦正に彼れ等無告可憐の無期刑者を希望の人たらしむべき所以の要道なり惟ふに賢明なる我中央當局者は夙に這般の考案あるべきか故に一計算的小吏に過ぎざる余輩の如きもの敢て故らに云爲するを要せざること勿論なりと雖も頃者時事に感ずることあるかため聊か呶々進言の微を致さんと欲するのみ請ふ幸に雲煙過眼視するな

○有馬君の外役論を讀む

野 崎 宏

余は有馬君の外役論を讀んで、絶對の反對を唱へざるべからず。而して余は反對の理由多くを述べ、其理由を述べざるは、有馬君に對し、甚だ禮を失するの嫌あるに似たりと雖も、二十世期の始め日露戦争の當時四人を以て戦地の外役を主張したるものありて、又之れに反對したるものありたる事を後世の監獄社界に傳ふれば可なり。

余は一言にして、反對の意を盡す、我が光譽ある皇帥に附屬せしむるに四人を以てするは、名譽ある吾人帝國國民の爲すに忍びざる處なり。假令ひ四人の如何なる多大の功果あるも、軍事經濟に如何なる利益あるも、其功果と利益とは、吾人帝國國民の名譽に換へ難ければ也



雜 録

○監視執行は可及的寛容の途を取り時世に適應せしめざるべからず

浦 舟 生

監視制度の有害無効なることは近世刑事政策家の輿論にして刑法改正案に於ても殆んど之を全廢せんとする迄に進歩したる勢を示せり此時に於て監視刑の事を論難するは少く迂愚の嫌なき能はずと雖も今尙ほ該制度の餘喘を保ち被監視者の管束上少しも容捨なく然かも最も峻嚴に執行せらるゝを見て政府當局者に一言の注意を與ふるは蓋し無用の事にあらざるべし

由來監視制度は歐米の弊法を其儘翻譯的に移植したる嫌あるものにして今日迄に吾人に教へたる經驗は實に失敗の歴史を示し被監視者をして窮迫の淵に沈淪せしめたる惡果を表現したる而已監視制度の必要を主張するもの常に執行方法の不良に罪を嫁せんとすれども之れ徒らに理論を偏重して未だ實際を詳悉せざる空想と評すべきなり前司法大臣清浦男曾て該制度の弊害を喝破せられたる言に曰く監視制度は右手に食を與へ左手に之を奪ふものなりと實に至言と謂ふべし今や全廢の前途未だ期すべからず茲に於てか吾人は當局者の監視執行上慎重の注意を用ひ可及的寛容の途を取り以て時世に適應せしむるの注意を尊重せられんことを切望して止まざるなり

執行當局者にして勢威堂々被監視者か生活の本據に臨み衆目のある處勵聲彼を監察するか如きことあらは則ち却つて其表謹を妨ぐるもの而して若し被監視者にして鐵道乗車員となるは管轄外を通過し海員となるは同じく管轄外の沿岸に航するものとなし所謂杓子定規を以て監視執行を爲さんか彼等は全く生活の途なきに至るなり則ち暗黙の間に犯罪を懲懲するものなりと云ふも誣言にあらざるべし執行官廳たるもの宜しく親切に教示誘掖の途に出て以て間滿に誤らなからしめ進んで監視を離

脱するの注意を拂はずんはあるへからず
 近來假出獄者の増加したるは監獄の爲め社會の爲
 め大に慶祝すへし然れども彼の假出獄は悉く完全
 なる保護所に收容するにあらざればは出獄したる當
 日より自營自活の途を求むるに急なるの徒ならざ
 るはなし此の徒に向つては一層當局者の注意を要
 求せざるへからず特に之れ等假出獄者に向つては
 監獄警察共に力を協合して之れか保護に努むる處
 なるへからず雖も假出獄を許さるゝもの遠隔
 の地に歸着するものあり亦た他府縣のものあるを
 以て其監獄と警察との協力に據り難きものあり終
 に保護の旨趣空しからんとす

故に吾人の熱望する處は内務發當局者は時世に鑑
 みて宜しく地方廳に假出獄者取扱の事を内示し其
 旨趣を下級警察官廳迄充分に徹底せしむる方法を
 取られんことを望む勿論内務行政に就ては已に斯
 かる内訓等のありし事ならんと推測するも事實は
 往々斯かる内訓なきを疑はしむる事あり則ち監獄
 に於て改善者なりとして假出獄したるものに對し
 特別監視を執行し該監視中謹慎なりしものに對し

て尙ほ残れる普通監視を二年乃至三年執行する例
 乏しからず三十五年二月監獄協會雜誌第二號に表
 掲する如く全國各警察が監視假免の處分を爲した
 るものは誠に少數にして之を見て如何に監視執
 行の峻嚴なるかを察知するに足れり而して監視執
 行峻嚴なるか爲め監視違犯者の多數を出す結果を
 見るに至るを知らば爲政者たるもの大に熟慮を要
 すへき價值あるものと信す

前に云へるか如く假出獄者の増加は大に祝すへき
 ことに屬すと雖も若し司法内務心を一つにし各其
 下級機關が能く其の旨趣を了解し協力するにあら
 ざれば假出獄者をして再犯に陥らしめ終に監獄の
 聲價を落すのみならず社會の攻撃を受け政府の威
 信に關係する事に立ち至るへし吾人は監獄行政の
 上に一頓挫を招かん事を憂るか故に其處分上に就
 て特に注意を拂はれ以て彼等をして監視の弊害よ
 り救済せられんことを司法内務當局者に企望して
 止まざるなり

○在監人襟番號札改正に

就て

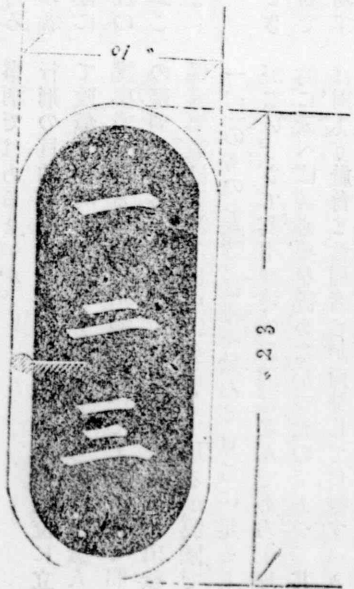
(巢鴨監獄通信員より)

這回當監に於て在監人襟番號札及蒲團番號札は従
 來の白布を廢して眞鍮製の(左の圖面の如き)小判
 形のものに文字を打込み之れに黒ペンキ
 を塗抹して札の兩端に各二個の穴を明け
 襟に結着せしに從來の白布に黒書したる
 番號札に比し字體常に鮮明にして汚損の
 虞少なきのみならず外見上體裁も良好に
 して且つ經濟の點に在りても大に利益に
 御座候

材料は眞鍮コーベル板(厚二厘のもの)に
 して之を小判形に切斷し福輪形に縁を打
 出し其中に文字を打込むものにして材料
 は薄きも割合に丈夫にして變形の虞は無
 之候之れより以上厚き材料は文字を打込むに非常
 の手数を要するのみならず經濟上不利益にして且
 つ保存に於ても大差無之候

價格は壹枚の素品代九厘五毛工錢は參厘五毛にし

て約壹錢參厘内外にて出來致候
 從來年々白布番號札製作の爲め百拾圓餘を費消せ
 しむ改正の番號札は一時七拾圓を以て出來し尙後
 三ヶ年間は保存の見込に有之依て前後差引すれば
 頗る多額の利益を生ずる次第に有之候



○新聞政畧

井上 徽州

行刑の機關は從來一つである。國民は此一つの機關のみに頼りて其目的を達し得らるゝものであると信じて居つた。處か近年に至つて或る小數の者は此一つの機關而已では不可能であると云ふ様になつて來たのである。徽州も亦現に其機關構成の一要素でありながら夙に其不可能であると云ふことを認識して居る。一つの機關とは云ふ迄もなく監獄を謂ふのである。

大凡一つの仕事で成就すべく着手せんとするときには豫め兩極二個の設備を爲し置くことが必要である。故に行刑事業も亦此本則を離脱して成功するものとは思はれないのである。然るに國民が行刑の目的を達する上に付て唯一の利器と信頼して居る監獄は果して兩極二個の働を爲し得る能力があるであらうか。徽州は遺憾ながら無之と云ふの外他に適當の文句を見出し得ないのである。處で兩極とは積極と消極とのことであつて無之と云ふ

ふと國民は擧つて大奮發を爲すに相違ない社會は大進歩を爲すこと間違ない國家は必ず世界に雄飛するに極つて居る。されど、されど其大奮發や大進歩や大雄飛は物質的に其九分通を占められるは火を賭るより賒々乎である。従つて出獄人保護事業などに目を呉れる者の出て來ないこと云ふことが能く知れるのである。吾人の見る處か間違つて居ないとするは最早彼等の自動的に放任して置くことか出來ないやうになつて來たのである。

右の次第であるから猶豫なく社會に監獄と出獄人保護事業とを紹介して監獄と云ふものはこんなものであつて出獄人の保護と云ふものはこう云ふ工合のものであるから監獄の必要を認められた以上は出獄人保護事業をも認めぬければならぬと云ふことを周知せしむるの大々的必要があるのである。性質を知らざる者に向つて其者の爲に動けと強ゆるは智者の仕事と云ふことか出來得ない。新聞政略を云ふのは即ち此處である。されど徽州は此際新一の新聞紙を刊行せよとは決して云はない。中央の仕事としては有力なる數個新聞紙の一段位を

た譯は監獄は積極的であつて消極的の働を爲し得ない露骨的に云へば片羽鳥であるからである。片羽鳥が支關を衝く能力を有つて居ないと云ふことは吾人の辯明を俟たずして知れきつて居る賭易き事柄ではあるまいか。

行刑の目的を達する上に付て消極的地位に立つて監獄と對峙して重きを爲し居るものは出獄人保護事業である。同じ消極的の中でも亦直接と間接の區別があるして同事業は直接的である。出獄人保護事業は西洋では夙に發達して居るが我國では一、二のものを除ては稚や殆んど見るに足るものがない。さて其不發達の原因はなんであらう皮肉的に云へば其必要を認めなかつたのであつて其責は固より社會と當局者が兩分して負擔すべきである。今や當局者は其必要を確認して居るが一向社會に乘氣が見へないには困つたものである。無事泰平の時代であつてすら現にそゝ云ふ實現であるのに今回の時變が出來したのでより多く恃み少なくなつてしまつた。戰勝後はど一であらうかと考へて見るには是亦少しも望がない。なせかと云

借受け常に兩個の上に關する記事論説を記載し(之か爲に二三の記者を置くも可なり)各監獄に於ては所在の新聞社と協議し(各監獄とも一名の之か係を置くを可とす)中央と氣脈を通して新聞紙を利用すれば固く社會に之か思想を注入することか出來て行刑の目的の大部分を達し得ないと云ふことはなかるゝと考へらるゝのである行刑事業は云ふ迄もなく精神的事業であるから物質的形式上の仕事に孜孜として不經濟のことを繰返すよりか新聞政略に力を注ひて經濟的の仕事をするのは近頃妙ではあるまいか。殊に國民の新聞紙購讀力を倍蕪して居る時節柄に乗して之か端を開きかけるのは時期と云ふ上からも面白い様にあるのである。

○兒童が如何なる罪科に

陥り易きか

進藤 正直

余をして先つ幼年囚の事實を擧げしめよ。十六歳未滿の新受刑者即ち所謂幼年囚は、最近五ヶ年平

均三千七百八十九人にして。新受刑者總數百人中實に二人二分を占め、學齡兒童一萬人に付約五人の割合なり。右の事實に由れば、幼年者にして不幸鐵窓裡に呻吟せるもの、凡そ年々四千人内外なるを知る可し

扱て三千餘の幼年囚中、如何なる種類の犯罪者が多數を占むるか、請ふ其が罪名別を見んに。第一は竊盜千九百一人、次に違警罪千二百四十二人、賭博百八十九人、詐欺取財百八十三人、監視違犯百六人、毆打創傷三十三人、放火二十八人、贓物に關す十四人、私印私書偽造十人、其他八十三人等にして。竊盜は實に過半数の多きに居り、違警罪亦た三割五分を占む、而して此二者を除きては其重なるもの、賭博、詐欺取財、監視違犯の三ありのみ、他は殆ど數ふるに足らざるが如し

然れども是單に内容の區分たるに過ぎざれば、其多少に由りて以て直ちに、兒童特長の犯罪の何たるやを知る可からざること勿論なり。乃ち左に其が百分比例と、十六歳以上の者の全體に於ける割合とを比較對照し。以て世の幼年年齢が、實際

如何なる罪科に陥り易きかを觀察せん
(1) 賭博……………(五〇〇)は違警罪に次ける多數なるも、十六歳以上の者が百中二二・六なるに比し、其差殆ど五に對する一の割合たるに過ぎざれば、十六歳未満の幼年者が比較的此罪に陥ること、却て甚だ鮮しと謂ふ可く

(2) 詐欺取財……………(四〇八)は十六歳以上の者が百中五・八なるに對し一人少く

(3) 監視違犯……………(二〇八)は同三〇〇なるに對し二分少く

(4) 毆打創傷……………(〇〇九)は同三〇一なるに對し二人二分少く

(5) 贓物に關す……………(〇〇四)は同一・一なるに對し七分少く

(6) 私印私書偽造……………(〇〇三)は同一・二なるに對し九分少く

(7) 違警罪……………(三三二・八)は同三四・六なるに對し一人七分の少數なれば、幼年者が比較的此等の罪に陥ること、亦た鮮しと謂ふ可し。然るに該年齢に於て第一の多數を占むる

(8) 竊盜……………(五〇〇)は十六歳以上の者が百中一九・一なるに對し二倍半の割合に當り。

殊に驚く可きは毆打創傷以下の少數なる

(9) 放火……………(〇〇七)が同〇〇二なるに對し、

實に二倍半の多數に達せることはなり。尤も放火に由り懲治處分を受けたるもの二十六人あるが故に、實際幼年者の該犯者は百中一・三となり、六倍強の割合に當る。但し放火以外の罪に就ては、假令懲治處分の者を計算するも別段其割合に影響するものあるを見ず

以上の觀察に由りて余は左の如く推斷せんとす
兒童が其比較的陥り易き罪科は、賭博にも非ず詐欺取財にも非ず、監視違犯乃至違警罪にも非ずして。一に曰く放火、二に曰く窃盜即ち是なりと

尙前記違警罪犯者は、三十二年に在りては八百五十三人、即ち百中二・三・八を占むるに過ぎざりしが爾來年々著しき勢を以て最も規則正しく遞増し、三十六年に至りては實に千九百五十人、即ち百中四六・九を示し、僅々五ヶ年間に殆ど二倍の多きを

章はせり、豈に驚く可き劇増に非ずや。而も此増加は、新受刑者全體に於ける違警罪犯者増加の歩合と正比例を爲せり、是蓋し社會狀態の變化に伴ふ結果に外ならざる可し
惟ふに全國七百餘萬の學齡兒童が、其家庭に於ける狀態乃至世帯的關係に就ては、蓋し千差萬別、其が境遇の如何に由りて、自と邪惡の淵に陥り易きもの之あらんも。素と兒童の犯罪は社會的惡勢力の產物たり。唯夫れ然り、其憫む可くして惡む可き者に非ざる所以なれば、此點に關して刑法改正の急務たるや論なき處。若し夫れ「感化法」は名に於て施行せらるゝこと既に數年、近來に至り漸く一二實施の地方を見ると雖も、要するに依然として徒法の觀なき能はざるが如し。嗚呼是實に我社會の幼稚を表明するものに非ずして何ぞや、吾人は我文明の爲めに深く之を遺憾とし、其が一般的實施の機運、一日も速に到來せんことを期望に堪へざるものなり

以下少しく懲治人の事實を參考に供するは、蓋し必要のことなりと信す。最近五ヶ年の新入懲治人

は、平均三百六十五人内、窃盜三百十一人、放火二十六人、詐欺取財十四人、賭博三人、謀殺殺二人、強盜二人、毆打創傷二人、其他五人等にして窃盜は新受刑幼年囚の其れに於けるが如く、實に百中の八十五強を占め、放火は同七・一、詐欺取財は同三・九の割合なり

新受刑幼年囚百人に對する新入懲治人の割合は、平均九人六分にして、累年比較左の如し

明治三十六年	一〇・三
同 三十五年	九・四
同 三十四年	七・一
同 三十三年	九・九
同 三十二年	一一・七

右の變化は頗る注意す可き現象たりと雖も、要するに是必ずしも社會低能者の多少を意味せるに非ずして、其主因は所謂是非の辨別審察上、當該司法官が心目の加減に由れるもの、如し。現に新入懲治人の多數を占むる地方の如きは、概ね思慮深き司法官ありて、豫て幼年者の犯罪救治に就て研究せらるゝ所あり。其結果法規の認容する限りに

於て、可成懲治處分に付するの方針を執り、且つ期間の如きも、勉めて其が目的を達す可く便利の方法に取計ひつゝありと云ふ。余輩の感服措く能はざる處にして、司法官の總てが將來一層意を此に致さるゝに於ては、庶幾くは我未開の感化事業をして、徐ろに發達せしむるを得ん

昨三十六年の新入懲治人は四百二十七人（内瘖墮者二六）にして、之を前年に比し八十一人を前々年に比し百三十九人を増せり。今十人以上の地方を擧ぐれば、横濱の六十三人を最とし、次は大坂五十五人、名古屋四十六人、千葉二十二、浦和、宇都宮、高知各二十人、神戸十八人、東京十六人又福井十一人、札幌十人等なり

又全く新入者のなき地方は、仙臺、青森、宮崎の三とす。然れども仙臺は三十二人、青森は四十八人、宮崎は十七人の新受刑幼年囚あり。斯の如く隨分幼年犯罪者の檢舉せられたるにも拘はらず、其唯一人の懲治を言渡されたる者なく。殊に宮崎青森の二地方の如きは、已往數年間殆ど懲治人の事實を見たることなし。是寧ろ不思議に似たらす

左に幼年囚百に對する割合を地方別に掲げて、以て何れの地方か、比較的懲治處分に付したるもの多きかを知るの用に供す

新受刑幼年囚百人に對する		新入懲治人……明治三十六年	
(關東區)			
長野	六・〇	膳所	一五・〇
浦和	六二・五	前橋	二・九
千葉	五〇・〇	東京	一・六
横濱	四四・七	(本州中區)	
宇都宮	四三・五	名古屋	四一・二
水戸	二二・二	福井	三一・四
甲府	一八・二	金澤	二二・七
(東北區)			

盛岡	七五・〇	松江	四・八	熊本	六・〇
秋田	二五・〇	神戶	四・四	福岡	四・六
福島	九・二	廣島	三・五	鹿児島	二・九
山形	五・三	京都	一・七	宮崎	—
仙臺	—	(四區區)			
青森	—	高知	四五・五	札幌	三四・五
(本州西區)		高松	一五・〇	函館	二・四
和歌山	七五・〇	徳島	一二・五	(北海道)	
鳥取	二五・〇	松山	七・七	沖繩	一一・一
大阪	一四・三	(九州區)			
山口	一〇・七	佐賀	一一・一	平均	一〇・五
岡山	六・五	大分	一一・一	廿五年	九・四
奈良	五・九	長崎	七・一	廿四年	七・一

統計

○明治三十七年三月末日現在全國在監人員表 (△ハ減)

囚人	男	三十七年三月末日現在	同年二月末日現在	廿六年三月末日現在	比較	増減		
	女	合計	同日現在	同日現在	前月ニ比シ	前年ニ比シ		
刑事被告人	合計	同日現在	同日現在	同日現在	前月ニ比シ	前年ニ比シ		
囚人	男	五三、一一〇	三、五二八	五六、六三八	五五、四八五	五二、一四二	一、一五三	四、四九六
刑事被告人	女	六、四一五	三、四八	六、七六三	七、八二五	七、七五六	一、〇六二	九九三

第十七卷 第五號

統計

二八

再 揚 留 置 場	乳 總 計 兒 人	別 房 留 置 人	懲 治 人
八八〇	五九、二二四	一八三	三四八
三、七三四	三、九八一	五三	三一
二四七	六四、〇八五	二〇四	三七九
	六二、九五八	一〇一	二〇四
	一、一二七	九〇	三八八
	一、〇四六	六〇、〇五一	二六三
	六〇、〇〇五	六〇、〇八四	九〇
	九七六	六〇、〇〇八	七九四
		九七六	二〇五
		九七六	五九〇
		八七	一四
		四七	三、一〇一
		八一	二、九五〇
		一五一	一七四

明治二十七年二月末日現在全國在監人員表

安 渡	甲 府	長 野	宇 野	水 戸	千 葉	前 橋	浦 和	橫 濱	巢 鴨	市 谷	東 京	小 菅
九八三	五五六	一、四八五	八三三	一、二七三	一、三三七	一、三四〇	一、二〇〇	一、三七五	二、〇六三	一、一二六	五四六	八七八
二四	二	五	七	九	一	二	九	三	二			
六七	八六	一六九	九五	七四	七三	八四	九二	六六	九三		九八三	
七	五	一	四	一	一	〇	二	四	二			
三	一	六	二	二	一	二	一	一	一			
一、〇六二	六四七	一、六六七	九三五	一、三六〇	九九二	一、四一七	一、三二五	一、四六一	二、〇六六	一、一八六	一、五三四	八七八

廣 島	岡 山	神 戶	和 歌	奈 備	堀 河	大 阪	京 都	秋 田	山 形	青 森	盛 岡	福 島	仙 臺	宮 城	新 潟	富 山	金 澤	福 井	岐 阜	靜 岡	名 古屋		
二、一〇八	一、二九一	二、一八八	七五二	七二五	二五四	三、二二一	一、五一五	六二一	七八七	五一〇	四四五	一、二〇四	一、〇一八	五五八	九六三	三七二	四九四	三三二	八二八	七三五	八九九	二、三三三	
二四	一三	一	四三	三九	二	三四	三四	一	二二	二二	五五												
二七九	一三四	一九六	二九	七九三	一四	一五七	一四三	二七	五八	六九	二九〇	一六五	五〇	九四	五一	五五	四〇	四〇	六四	六四	四〇	二七四	
一三	一七	三	三三	二二	四	七	二	四	四	二	一	一	三	四	二	一	一	三	四	二	一	四	
四	一四	一	二	一	八	二	三	二	三	三	三												
二、四〇四	一、四三三	二、四〇一	七八二	七八六	一、〇四	三、一五八	一、六八七	七七八	九二二	五七三	五一九	一、三七六	一、三一五	五五八	四七一	五五一	四〇四	八七二	八〇四	九四八	二、六五九		

第十七卷 第五號

統計

二九

總計	拘			輕禁錮			重禁錮		
	初犯	再犯	計	三月未滿	一年未滿	三年未滿	三月未滿	一年未滿	三年未滿
五三、一一〇	一九、六八六	三三、四二四	五三、一一〇	一、一五	六、二四	二、六九	三、九三	一〇、五〇九	六、八〇三
三、五二八	二、二五三	一、二七五	三、五二八	三、七〇	七、七	四、二	四、二	七、五〇	三、五八
五、六三八	二、一九三	三、四九九	五、六三八	一、一九二	六、五七	三、一	三、一	一、二五九	七、一六一
	一、二二	二、二		一、二九二	二、二	二、二	二、二	六、五四	一〇、八三九
	二、七三三	三、三、七五二		一、二〇	二、二	二、二	二、二	四〇、三、四六	一〇、三三二
	二、二二	三、三、七五二		一、二〇	二、二	二、二	二、二	六、五〇	七、〇三二
	二、二二	三、三、七五二		一、二〇	二、二	二、二	二、二	九、七〇	六、二四三
	一、〇四六	三、一、〇四一		一、〇四六	三、一、〇四一	三、一、〇四一	三、一、〇四一	三、七、五三九	一、四〇七
	七、一〇	三、一、〇四一		七、一〇	三、一、〇四一	三、一、〇四一	三、一、〇四一	八、六四	四、〇〇〇
	二、二	二、〇六		二、二	二、〇六	二、〇六	二、〇六	三、一	一、二九
	六、五	九、四七		六、五	九、四七	九、四七	九、四七	四	一、六〇
	一、四六	三、六五八		一、四六	三、六五八	三、六五八	三、六五八	三、六七一	一、五七四
	一、九七	八、三八		一、九七	八、三八	八、三八	八、三八	一、〇二	一、一一九
	七、七	三、六五八		七、七	三、六五八	三、六五八	三、六五八	二、〇	一、五七四
	五、三	四、四九六		五、三	四、四九六	四、四九六	四、四九六	一、〇二	九、一八
	二、〇	三、六五八		二、〇	三、六五八	三、六五八	三、六五八	三、六七一	三、一六
	五、三	四、四九六		五、三	四、四九六	四、四九六	四、四九六	三、六七一	三、一六

(備考) ×ハ賭博犯懲罰ナリ

明治三十七年三月末日現在全國囚人罪名別表 (△ハ減)

官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス 附加刑ノ執行ヲ通ル 貨幣偽造 私印私書偽造 賭博 謀殺 放火 強姦 強盜 強盜(次ノ三項ヲ除ク) 田野山林牧場ニ於テ產物ヲ盗ム 屋外強盜(明治廿年法律第九號) 遺失物埋藏物ニ關ス 詐欺取財及受寄財物ニ關ス 贓物ニ關ス	男		女		合計		同年二月末日現在		廿六年三月末日現在		比較	
	三十七年三月末日現在	同年二月末日現在	三十七年三月末日現在	同年二月末日現在	三十七年三月末日現在	同年二月末日現在	廿六年三月末日現在	同年二月末日現在	廿六年三月末日現在	前月ニ比シ	前年ニ比シ	増減
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	二四四	二四四	三	三	二四七	二四七	二五二	二五二	二八六	△	五	三九
附加刑ノ執行ヲ通ル	二二四	二二四	七	七	二三一	二三一	二一三	二一三	三五二	△	八	一三〇
貨幣偽造	六六六	六六六	一六	一六	六八二	六八二	六七七	六七七	六二六	△	五	五六
私印私書偽造	一、三六一	一、三六一	九	九	一、三七〇	一、三七〇	一、三六五	一、三六五	一、〇八一	△	五	二八九
賭博	一、七八六	一、七八六	三七	三七	一、八二三	一、八二三	一、七五五	一、七五五	一、五八七	△	六	二二六
謀殺	七二	七二	五	五	七七	七七	六三	六三	六八	△	一	九
放火	四、一四六	四、一四六	一八二	一八二	四、三二八	四、三二八	四、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇九五	△	一	七六七
強姦	一、六八七	一、六八七	二〇二	二〇二	一、八八九	一、八八九	一、九〇一	一、九〇一	一、七八六	△	一	一〇三
強盜	一、一二二	一、一二二	五三〇	五三〇	一、六五二	一、六五二	一、六三三	一、六三三	一、五五九	△	一	九三
強盜(次ノ三項ヲ除ク)	一、九四四	一、九四四	五九	五九	二、〇〇三	二、〇〇三	一、九四八	一、九四八	二、〇六六	△	一	六三
田野山林牧場ニ於テ產物ヲ盗ム	九	九	三三	三三	四三	四三	三一	三一	八九	△	一	四六
屋外強盜(明治廿年法律第九號)	二八六	二八六	四四	四四	三三〇	三三〇	三一三	三一三	三一七	△	一	四一
遺失物埋藏物ニ關ス	六六	六六	三	三	六九	六九	六八	六八	六五	△	一	三
詐欺取財及受寄財物ニ關ス	一、〇六九	一、〇六九	三	三	一〇七二	一〇七二	一〇七三	一〇七三	一、〇七二	△	一	一
贓物ニ關ス	四、二五七	四、二五七	三	三	四、二六〇	四、二六〇	四、二七一	四、二七一	四、二七〇	△	一	一〇
	四、六四	四、六四	三	三	四、六七	四、六七	四、六八	四、六八	四、六九	△	一	一
	一、八	一、八	三	三	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一	△	一	一
	五、二、三四	五、二、三四	三	三	五、二、三六	五、二、三六	五、二、三三	五、二、三三	五、二、三三	△	一	一
	六、九一	六、九一	三	三	七、二四	七、二四	七、二四	七、二四	七、二四	△	一	一

放	一、九七二	四九四	二、四六六	二、四五七	二、三三四	九	一三二二
家屋物品ヲ毀壞シ動植物ニ害ス	八八	二	九〇	八八	七〇	二〇	二〇〇
違警罪並ニ廳府縣命令違犯	九〇五	三六八	一一〇	一一、二七一	一、〇五五	一五二	二二八
以上列記外ノ罪	二、〇四一	一一〇	二、一五一	二、一二三	二、三三五	二八	一八四
總計	五三、一一〇	三、五二八	五六、六三八	五五、四八五	五二、一四二	一、一五三	四、四九六

寄書

◎責任漫筆

四日市分監 阪 吐 雲

▼古者人過失あり罪戾あれば、これに伴ふ責任は先づ其の人の身上に負はしめ決して一步をも假さざりき。

▼今は人罪戾あり過失あれば、これに伴ふ責任は先づ其の人の椅子に負はしめ、敢て復た人を咎めず。

▼見よ舊時武士道の盛んなるや、武士たる者、一度身に不埒あり落度あれば、重きは屠腹し、輕きは坊主となり、その最も輕きものも亦た遠島を申請せられき。

▼茲に於て人々みな其の責の重く其の任の大なるを自覺して敢て職務を等閑懈怠に附せず。

▼今の人には果して如何。落度あらば職を退くのみ不埒あらば椅子に塗り附けむのみ、而して己れは知らぬ顔の半兵衛を氣取らむとす。如何に澆季濁亂の世とは言へ、餘りに無責任なるなからむや。

▼故かあらぬか、近時わが治獄界吏にして或は裁判沙汰を蒙り、或は新聞紙上の三面種となりて汚名を世上に流布するもの甚だしとせず。之れ何んが故ぞや、他なし。『まさか違は免の字のみ』の焼けッ腹あるが故なり。

▼稀れに職務に忠實なるものに對しては、『俸給と相談せよ』と白眼し、『一朝淘汰に遭遇せば勉勵せや何の價するものぞ』と冷罵す。

▼要は只だ椅子に依つて責に任ずるなり。それ過

○看守長の俸給改正を望む

尾張監獄研究会

れるの甚しき。私寓に在るも看守は看守なり、私服を着するも部長は部長ならずや。官私なんの異なるものぞ。

▼官署に在つてはサーベルを握つて治獄方針を喋喋しながら、私寓に在つては妻君の膝に枕して治獄の風はドコを吹くやらの鹽梅なるもの又た無しとせず。

看守にして滿三年以上其職務に従事し精勤證書を有し現に其職に在るものに限り實務の成績を考査し及學術を試験し文官普通試験委員の證衛を経て十五圓以上の看守長に任用するを得と云ふ特別任用法あり然るに曾て看守にして右の任用法に依り任用し得る資格を具備しあるも監獄官制發布前該任用法に依らずして明治二十六年勅令第九十六號に依り看守長に任用せられたる者は滿三年を経過せざれば十五圓以上に進給するを得ずと思考す看守部長より後段の任用法に依り任用せられたる者は位地こそ判任官にして看守の上官なれども俸給は前給より降下となり加ふるに被服費等は悉皆自辨なるを以て旁に不權衛の感なきにしもあらず故に看守にして滿三年以上其職務に従事し現に精勤證書を有する者に於て監獄官制發布前明治二十六年勅令第九十六號に依り任用したる看守長にして警監學校を卒業したるものに限り特別任用令の考査試験に合格したる者を見做し三年未滿たりとも十級俸以上に進級し得るとに改正せられ度假令斯く改正せられたりして決して不權衛なる事は更に無之反て此儘改正せざれば不權衛なり何んとなれば警監學校卒業したる看守長か在校中習得せし諸學科を看守以下に教習及調劑し其教習を受けたる看守が前段の任用法に依り任用せられたる者は九級八級七級俸となり然るに其教官たりし

▼これにて刑罰最終の目的は達し得らるゝや、將た又た自己の職責は夫れにて盡し得らるゝや。

▼記懸せよ。已に官吏と云ふ、豈に官署に出勤する所謂表て向きの時のみを言ふものならむや、四六時中寸時も官吏ならざる時なきを。

▼下級者は上官の命令に隨從するは言ふまでも無きことながら、只だ單に上官の命を俟つのみにては、又た所謂機械人形の譏を免れじ。

▼されば朝三暮四、常に意を茲に注ぎ、己が責任の重きを忘れず、以つて囚徒等が向善の道を講じられたきものなり。

▼之れ單に囚徒の幸福なるのみならず、直接に間接に我が帝國の幸福に外ならざるなり。

看守長は矢張り依然として拾五圓以下に居られ之れ前掲後段の任用令に依り任用せられたる爲め三年を経過せされは十級俸以上に進級する事を得ざるか爲め並に至り甚だ銀の毒の次第に御座候今考査試験問題の程度と警監學校の程度とを比較せしに考査試験科目は右の外民法あり憲法あり刑事學あり衛生學あり統計學あり精神病學あり法學通論あり操練あり尙又警監學校へ入校するに就ては判任官又は判任官の資格を有するもの準生徒としては入學校を卒業し又は之れと同等以上の學力を有する者に非ざれば入校せしめざるに有之以上の點より比較するもの如く輕重高尙なるかは喋喋言を用ひずして明かなり故に前記の如く看守より二十六年勅令第百九十六號に依り任用せられたる看守長にして警監學校を卒業したるものは假令三年を経過せざるも進給の方法を設けられ度尙出來得べくんば雇より同任用令に任用せられたるものにして警監學校を卒業したるもの前同様進給法を設けられ度取て當局者の一考を望む



是を以て兩親若くは兩親の位置に在る者は一二年間長は兒童の養育を負擔せざる可からず而して其兒童には格別なる工藝の技能を練習せしむるを要せず唯筋肉を運動せしめ樂跳遊戯須らく兒童的ならしむるを要し専ら體軀の發達を計るべきなり予は實に是を以て實驗の主義と爲さざる可からざるものと信ず而かも吾人にして未だ曾て實驗せざる所のものを採て以之を行はんと欲せば吾人並に其兒童をして誤まらしめざるを得ず加之遂に得る所は先例の示すが如く無智蒙昧の兒童を驅逐するに過ぎざるのみ茲に兒童中二種類のものあり一は善良健康の者にして概して其家族生活は貧苦可憐の者に非ずして養子としては年老け他家勤仕と

○無告及横行の兒童に對する家族生活 (承前)

紐育州慈善保護協會幹事
ホーマー フォルクス

しては年若きに過ぐるものなり第二に位する者は特別の注意と訓練とを要すべきものにして又特別に學校教育を施さすべきものなり即ち十分年齢老けたるものにして身體孱弱他家勤仕の勞に堪へず若くは曾て教育を受けたるとなきものを謂ふ此等の二種類の兒童は何れも稀有の例を除ては食費を給するとなく他家に分配し若くは會社組織の手に委して効を奏すること能はざるなり唯夫れ食費給與の制に依り之を給助し得べきは「ペンシルバニヤマサッチユータツ」濠洲及數多の歐洲諸國の寄宿制度に依て歷々其の成效を證明し得べきなり「ペンシルバニヤ」及「ホストン」の兒童保護協會に於ては年齢及情況の如何を問はず無告の兒童を收容すと雖も皆會社組織に非るなり若し夫れ會社組織と一私人の家に食費を給するの制度との間二者擇一を爲さんと欲すれば固より後者を承認せざるへからず此等の疑ふ可からざる成效は理論上に於て善良なるか如く實行上に於ても極めて善良なるものなることを證明して餘りあり然りと雖も仁心あるものは問ふて曰く此の寄宿制

度は全く養子及永久に他家に兒童を收容する所の制度若くは自由に他家に兒童を置くの制度を破壊するものに非るなき歟若し此家族に向て兒童教育費を支出するものとせば之が爲めに教育費を受くることなく兒童を收容したる者若くは慈善の爲めに兒童を收容したる者をして失望せしむるとなきや否や此問題に對する答案は事實に依て之を説明するを得べきなり即ち必要の時に際して食費を給する所の寄宿制度は實驗する所に依て之を見れば獨り他の諸制度に對して妨害を與へざるのみならず却て自由家庭の發見に對して大なる補助を與へたるものと謂ふことを得へし而して又自由家庭と此の寄宿制度とは兩者共に慈善事業として併用せらるゝことを得べきものなり其の理由とする所之を遠く他に求むるを要せず即ち養子として若くは自由家庭に兒童を求むる所の要求は人生々生活上に其根底を置くと深く例ひ教育費の爲めに其兒童を置くの制ありと雖も之か爲めに影響を被むること少なきに在り予は明白に之を證言せんと欲す例ひ將來に於て幾多の無告の兒童簇生し來るも何人と雖も

此稀有の例を除くの外善事を爲さんが爲めに其兒童を收容せんことを希望するものあらざるへし唯家族の一員として若くは勤仕の事務に當らしめんが爲めに之を請求するのみ需要請求は寔に吾人の慈善事業に對して大なる價値を有するものなり然れども需要請求夫れ自身を以て慈善事業と視る能はず固より惡なりと謂ふに非ずと雖も單に中立に位するものなり法律上若くは其他の關係に於て養子として兒童を要求するの意志は人類生活上兒童の缺く可からざる常素たるを認め兒童との同居愛情は圓滿なる家庭を造るの根基たるを以て此の一般の希望を表示したるものに過ぎず決して吾人の飢に當て食を給せらるるが如き慈善のものに非ず家族の一員として兒童を置くは和氣洋々として一家團樂するの事實あるを以て之れが希望として何れも年老けたる兒童を請求せざるはなし其他尙又之を希望するの第二の原素とも謂ふべきものあり即ち婢僕として之を使用せんことを望む者はなり是れ固より必要にして價値ある要素なりと雖も之を以て又慈善若くは惡行と見る能はざるなり此の

如く家族の一員として及婢僕として兒童を收容せんことを希望するの二の要素は實に家族分配制度を勃興せしむるの近因と謂はざるべからず以上説明したる所に依て之を見れば決して寄宿制度を以て満足に此の二要素を充たすこと能はざるなり故に彼等の正當なる要求に對して二者の中何れにも變更を及ぼさざるものとす此の制度を以て家族の一員として兒童を置かんことを希望するの念慮を充す能はず何となれば兒童は寄宿中家族と同居するものにして別に契約を離れても尙家族と同居せしむるの法を取るに非ざれば早晚離別するの已む可からざるものあればなり所謂自己の子として兒童を置かんことを希望する者に向ては將來離別すること明かなるが爲めに其意思を満足せしむること能はず而して又婢僕として使用するの意思を充たすこと能はざるなり何となれば寄宿の兒童は毎年九月より七月迄は學校に通學せしめざる可からず且又其兒童に對しては彼自身の家に在るよりも特別の注意を要するものあればなり故に彼は單に寄宿するに過ぎずして未來の成效を期し現

時の雜用に服せしむべきものに非るなり然れども亦寄宿制度は此等の二の要求を充たすことなきにしも非ず何となれば年少の兒童を收容するの家族に在ては自然に愛情の發達し來るものありて多くの場合に於ては遂に之を養子とするの例を認むることありて加之年長の兒童に對しても亦相互の關係漸次相密接し遂には成るべく速に婢僕の用を爲さしめんが爲めに相當の事情の下に相當の訓練を爲すこと間々あるを以てなり若し夫れ必要に際するも食費を救與することなき家族制度に至ては眞に之を家族制度と謂ふ能はず唯其の一部分たるに過ぎざるものにして之を稱して費用を要することなくして利用の道を計りたる家族制度と謂ふべきなり眞に家族の神聖なる權力作用を信する者あらば宜く正に神前に對して額つくが如く金力に對しても亦跪く所なかるべからず

第二章 横行兒に對する家族生活

無告の兒童に對する家族主義の問題と相關聯して茲に一問題の起らざるを得ず即ち無告の兒童を保護する方法として家族主義は如何なる範圍まで

之を及ぼさしむことを得べきや否やの問題なりとす此問題の趣旨は固より現在の組織に對して敢て革新若くは廢滅を期せんとするものに非ず何となれば家族主義は殆んど既に感化事業の主要なるものと認められつゝあればなり予は又之を以て茅舎組織を包含するものと爲さざるなり茅舎組織は兒童を眞の家族に配分するの前一時留置する所なりと雖も之を以て家族制度とは稱する能はざるを以てなり而して又茲に幾多の問題あり現行の制度方法に如何にして之を改良發達せしむべきか或兒童に對しては現行よりも尙急速に家族に分配すること能はざるや否や又或兒童に對しては直接に家族に分配すること能はざるや否やはなりとす

吾人の知る所に依れば不良幼年者に對して或組織事業を設立し之に關係する所のものは皆心中私かに家族分配制度に就て甚だ期する所多からず從て其擴張を好まざるものゝ如し彼等は其組織事業を以て恰も適當なる保護の要具と認むるものあるに似たり然れども會社組織に於て折角の苦心を以て注意深く兒童を訓練せしめたる所ありしに一朝に

して之を堅硬同情なき社會に一任せしむるは其策の宜しきを得たるものに非ずして是れ吾人の恨事とする所にあらずや又家族制度に就て不信を抱く者は曰く不知不識の家に兒童を置き而かも其大數は再び四邊の情況犯罪の傾嚮に陥らしむへき自己の家庭に返送せざるを得ざるの事實あるに非ずやと然れども予の信する所に依れば如何なる缺點の存するあるも是れ多くは家族制度偶然の結果に出でたるものにして未だ其研究の至らざるが爲めに寧ろ之を運用する方法其宜を得たるものに非ずと謂ふを得へきなり既に五十年前に於てより家族制度を實行し來れるにも拘はらず尙著しき成效を告げざる所以のもの亦實に茲に存す而して其横行兒に對しても其最初の訓練を経たる後直接に此家族制度を以てするは恰も階級制の方法として頗る有益なること、信す

此兒童保護事業に就て熱心なる研究者の内又監獄改良の方面よりして之を研究する者輩出したるは寧ろ奇と謂ふべきなり千八百八十九年の萬國監獄會議に於ては「ミチカン」州無告兒童學校に就て幾

戸口雜誌第二百四號に依て之を見るに千八百九十年六月一日に於て合衆國の感化院には棄兒の故を以て留置せられたる者千九百七十八人にして即ち是れ全總數の百分の十三を占むるものなり恰も千九百七十八人の盲兒を以て薄志弱行の徒と相共に同一の組織事業に收容せんとするの淺見不正の擧と相等しからずや

然りと雖も概して其の間に區別行はれ單に家なき無告の兒童に在ても亦犯罪の汚點より救濟せらるることを得たるの證據なきに非ず吾人は之のよりも進んで此の所謂汚點の浸潤を避くへき事業より尙一步進むことを得ざるか予は固より此の如くなるに至らんことを希望すと雖も未だ其の方法を得ざるあるを憾とす予は實に犯罪兒童なるものなしとの信を抱かんと欲するも事實能はざるなりジエツシー、ポメローイズなるものあるを如何せん若し現時の狀況にして尙永存せしむるならば必ずや此の如き輩簇出するを免かれざるへし何となれば彼等は危險なるが故に社會は之を除害離隔するの必要あればなり而して現時離隔する方法として例

多の討究を煩したり又ドクトル、イー、シイ、ソインズ氏の名著文明國の監獄及救兒事業の實情の如きは即ち監獄改良の方面として兒童保護事業を研究したるの結果なりとす紐育州（恐くは他の州に於ても同様ならんと思む）に於ては孤兒を孤兒院に送附するの法律は即ち刑法の一部分を爲すものなり而して其適用は警部長専ら之を爲すものとせり此場合に於ては警部長は裁判官の職務を帯ふるものとす此の如き救兒事業と監獄改良との關係は固より監獄改良の爲めとしては美事なりと雖も救兒事業に對しては之が爲めに惡結果を及ぼしたるものと謂ふへきなり何となれば兒童問題を以て犯罪の思想の浸潤染色せられたるものと認め否らざるも少くとも犯罪豫防の意思此の間に注入するありて公共官廳の責任に歸すへき兒童は即ち改良の目的物として看做さるゝに至りたればなり近時に至りて浸く犯罪者も無告の兒童との區別を爲すの必要なるを曉り貧兒は必ずしも惡童に非ざることの思想を有するに至れりと雖も多くの州に於ては今尙裁判の一形式として之を認むるの實況なり現に

ひ如何なる場所に於て不良少年を收容するとは云へ其の名稱の如何に拘はらず早晚兒童に汚點を止むるを免かれざるの實況あればなり故に此の方法は絶對的に必要なるときは是非とも之を遂行せざる可からざるものなりとの確信を抱くへからず不良兒童に對し此の如き不十分の苦痛を以て汚點を留めしむることなからしむるの良方法あらば宜く之を討究すへきなり區別分類は固より關鍵にして之をして獨り特別の場合若くは法律上の規定に基て分類を爲すのみならず尙兒童の生活狀態に鑑み個人的に區別を施さざる可からず

犯罪兒童は恰も無告の兒童と同一の境遇の下に同一の生活を爲し同一の街衢若くは同一の家に徜徉養育せらるゝものなるを以て從て一に對する良法は又他に對しても良法たらざるを得ず彼の犯罪と名つけらるゝ者の大多數は則ち無告兒童と稱すへきものにして是れ疑もなく管理法の拙策に出でたるに外ならず此の百分の十三は則ち貧困の爲めに再犯を爲すに至れるものにして其他多くの例證に依て之を見るに犯罪兒童は全く無監督の結果に歸

するもの多しと謂ふを得べきなり若し夫れ兩者の間の區別を爲せば犯罪兒童は罪を犯したるか若くは両親の監督を離脱したるものにして無告の兒童は家なきか若くは孤兒たるに過ぎず千八百九十年に於て合衆國の感化院に收容したる兒童の總數百分の五十は實に孤兒若くは半孤兒則ち両親の監督なきものなり何人とも此の兒童問題に付て多少の經驗を有する所の者は之れを以て例ひ其両親の存在するも陶冶し難きこと恰も犯罪兒童の如きものなることをは一般に知る所なり此等の兒童の經歷は實に驚く可き犯行を以て充さるるものにして要するに犯罪者と謂ひ無告の兒童と稱するも一は警察の眼を脱し一は警察の手に依て捕縛されたるの差異あるに過ぎず兒童の家族一朝にして深淵に沈み両親の死若くは其他の事故に依り監督維持を計ること能はざるときは已むなく家族は四散五裂せざるを得ず而して其兒童の無告の兒たるか若くは犯罪兒たるかは僅かに手指の變轉に依て其運命を決せらるべきものたり或者は一道を行て無告の兒となり他の者は他の道を探て犯罪兒となり何れ

も道途の撰擇如何に就て何等の根據なく唯偶然の事情に依て此の如き結果を生ずるのみ若し夫れ兒童にして家族分裂の際家に在るときは無告たるに終るべきも街衢に彷徨する者たれば所謂犯罪兒たるものなり此等の二川は其源を同ふし共に両親の監督なき結果より出てたるものとす寧ろ犯罪兒の川は他の川よりも少しく急流にして一歩進みたるの感あるのみにして何れも共に之を救助するに非ずんば其河水はナイヤガラの河岸を嚙んで終に同一の深淵に陥るを免かれざるなり

而して又横行兒の多數は正當なる家庭を缺きたるに在りて其家庭是れの如何は兒童生活の運命を決するものたることは何人も異論なき所なり是を以て其の兒童生活に對し缺きたる者を補充し悲むべき結果を惹起したる者に對し其原因を救済するの策は豈普通正當なるものに非ずや兒童は父の死に依り迷ひつゝあるに尙又其母を奪去し如何にして救済を施すことを得べきか千八百九十年に於て犯罪兒童總數百分の四十を占むると謂ふ所の半孤兒に對し吾人は専ら之か處分を講究せんとするは

豈正當と謂はすして何ぞや

吾人は固より道德病院に隔離して待遇を加ふべき少數の犯罪兒童あるべきを信ずと雖も大多數は則ち無告の兒童の如く同一の生活の下に同一の境遇に陥りたるものなるを以て其待遇の方法も亦兩者全く同一ならざるを得ずと信す

すの適任なるを信す

適當なる田舎の家庭は左の三種の一に位したる不良兒童に向て極めて適好なりとす

一、十三歳以下の兒童但し全く道德上の感念を失ひ社會に對して危険を加ふべき虞ある少數者は此例外とす合衆國の感化院に在る千八百九十年六月一日に現員は十二歳以下の者三千五百七十三人なりとす

二、兒童養育の責任を免かれんが爲めに両親若くは親戚の希望に依り告訴を爲したりと事實之を認め得べき總ての場合此の如き場合に於ては勿論両親若くは親戚の證明は一も信憑するに足るものなきや明かなり

三、初犯者にして其の原因は全く両親の監督なきか若くは家庭生活の缺乏に依ると信すべき場合

「ヒラデルヒヤ」協會に於ても亦裁判所及「ヒラデルヒヤ」市長より漂泊者怠惰者犯罪者若くは矯正し難き不良の兒童を受取りと雖も何れも皆之を或家族と共に同居せしむるの制を採れり予は千八百九十年九月より千八百九十三年一月に至る迄該協會の會長たりし經驗あるを以て今左の結論を茲に示

以上三種の兒童に向ては固より家庭の中に養育せしむること必要なりと雖も之を以て終局の目的と爲す可からず唯之よりも尙峻嚴なる方法を適用するに及はざるものとして一時之を行ふに過ぎざる

なり其の行爲にして全く不良の周圍の事情より出でたる反響に出てたるものとせば監督の不注意怠慢を除却せしめ否寧ろ彼と共に生活し普通兒童の如く正良健康なる周圍の下に彼等を置けば豈正當の方法に非ずや而して彼等にして一步進んで犯罪的傾嚮を生じ最早此の周圍の狀況に依て感化すること能はざるに迫らざるは則ち之を或組織事業に委託するも亦正當にして且簡易なるの方法と謂ふべきなり

横行兒の家族分配制度は最も注意穿鑿を施し其周圍の狀況は悉く安心保證を興ふるものたらしめざる可からず且又其家の撰擇方法に至ても曾て之を陳述したるが如く他の兒童に危険を及ぼすことなきや否や等に至る迄綿密なる考慮を爲さざる可からず而して其の監督方法に至ては屢々訪問文通を爲し常に注意視察を怠ることなきを要す殆んど多くの場合に於ては兒童の注意訓練を爲したる家に向て相當の費用を支拂ふを可とす此等の兒童を收容すべき家族に就て吾人の屢々聞く所に依れば甘言以て自己の爲めに大に勤むる所ありて兒童

を收容せんことを希望するに在る旨を謂ふも彼の履歷に依て之を徴するに彼は決して此の如き價値ある事業を爲すべき人に非ざることを知り得へし是を以て報酬なくして兒童を收容せんことを求むる幾多の家族ありと雖も經驗する所に依れば想像するが如き慈善家に非ざるを證明せり唯夫れ保護を興へんとするの意志を有せず朋友として須く勤むる所あれとは都府並に田舎に於ても好金言と謂ふべきなり吾人は横行の兒童を探て之を田舎の家庭に配付せんとするに當ては決して彼等に向て自由の寄宿食事及衣服を興ふるが如きことを望む可からず而して尙吾人は一面此等の者に向て費用を支出し供給する所なかる可からず其の家族に向ては宜く愛情を垂れ個人的の監督を行ひ十分に忍耐して訓練する所あらんことを請ふべし從來の經驗に依れば固より田舎の家庭にして善良なるもの數多なきに非ずと雖も此等の請求も亦徒勞に屬せざるものあることを證明して餘あり

○慈善協會及公共學校に

於ける兒童の體力及智力に關する二問題に就て

ポストン兒童保護協會

フランセス、アール、モース

コロンビヤ州の慈善協會長ドクトル、アモス、ジョー、ウワナー氏は千八百九十二年六月の報告書に於て同年ウオーショントン協會に於て收容せし六百十一人の兒童に就て單名表を作成し之が證明を興へたり

ドクトル、ウワナー氏は曰く六百十一人の兒童の中三十二人は或神經疾に罹られたるものにして癩癩中風其他通常痴愚と名つけたる者等の薄志の徒にして何れも皆精神上の缺乏若くは神經疾を帶ぶる者にして此他の者は所謂此計數の中に包含せざるなり

以上の外又九十二人の兒童は明かに缺點あるもの

なるか若くは疾病ある者とす此の内には跛者の數甚だ多からずと雖も癩癩其他治し難き血塊を有する者最も多しとす

之に依て之を觀れば兒童の五に對する一は精神上體力上常況に非ざる者なり而して此の内には固より通常此の如き組織事業に於て起る所の皮膚病腫眼等の如き疾病を包含せざるなり此の如き組織事業は多くの場合に於て兒童の疾病と關係を有するを以て他の一面より觀察すれば其の疾病は無告の兒童と關係多きを知り得べきなり

此の如き薄志若くは神經疾の多き比例は横行の女子を收容したる組織事業に於ても亦常に之を見る所なりと

ドクトル、ウワナー氏は尙一步進んで曰く其の之が研究の歩を進め兒童の兩親と關係を保ち之を討査したりと雖も憾むらくは之を表に作製して示すが如き完全なる報告を得ざりしを然れども或協會に於ては兒童の兩親にして其の半以上は一方若くは双親共に明かに惡の性質を有するものなることを認知せり醇漢者の兒童は之を稱して體力上若

くは精神上の疾病あるものと謂ふ能はずと雖も少くとも下等種族のものとして之を認むるを得べきなりと

此の如くしてドクトル、ウワーナー氏は單名表を作り而して兒童の公私の協會團體に於て醫師の指揮監督に基づき毎年之を作製せり

之に依て得たる所の者豈價値なしとせんや無告及犯罪兒童の教育其他の監督上之に依て變更を來し又大に改善進歩を爲すことを得べきものとす

此の單名表は又組織團體の管理者をして自から怠慢に歸せしめ若くは不注意ならしむる所の體力上及精神上の狀況に就て常に注意監督を施すに至らしむるの効あり此の兩親に關係したる討査の結果甚だ不十分にして却て其の不完全を證明し得るもの時としてあるを免れず彼の棄兒の場合に於けるが如く其の結果を得ること能はざるものありと雖も而かも亦此の如き場合に於て之を作製するを必要とすへきに非ずや

他の問題は兒童の體力實質上の狀況に關する大問題なりとす是れブリテイヅシの醫會に依て討査せ

イガレント街パークスミュージアムに宛つるを要す

該報告書中左の表あり
寄宿舎に於て視察したる兒童數 一三、六四九 注意すへき者數 二、九五六
初等學校に於て視察したる兒童數 三六、三七八 同 六、二二〇
計 五〇、〇二七 九、一七六

以上の表中注意すへき者の員數とは正格に非ざる兒童の數にして視察したる兒童の中より之を撰擇したるものなり

此の表に依て之を見るも恰もドクトル、アモス、ジョー、ウワーナー氏のウオーシントンの表の如く其兒童の五に對する一は身神上不良の者なりと相符合したるものあるを覺ゆ然れども此の英國の研究に依れば初等學校に於て視察したる兒童は組織事業に於けるものより二倍以上の數に付て討査したるものなり

委員は曰く正格より離れたる不完全の兒童は貧民條例の兒童及犯罪兒童に就ては尙大なる比例を以て之を見ることを得べきなり結局此の問題は其國の教育制度及社交上の情況如何に直接關係を有す

られたるものにして醫會はロンドンの慈善協會と協力し其結果を衛生學及デモグラフィキーの萬國會議(千八百九十一年龍動に於て開かれたり)委員の手に交付せり則ち其事項は百六個の學校(貧民條例の學校認可工業學校家族分配制度の家孤兒院及初等學校)に於て五萬人の兒童に就て討査せられたるものにして千八百九十二年十二月八日のロンドンタイムスに其事情を掲載せり曰く兒童の身神上の狀況を學問的に討査したるの結果不完全なる兒童の保護訓練に就て初めて能く新なる大問題を指示するを得べきなり是れ其起因とする所或地方に於て腦組織の不完全なる者を集合し不正の發達を來したるに依る茲を以て會議は兒童の身神上の狀況教育訓練の方法に就て學問的討査を爲さんが爲に委員を任命せり云々と而して委員は既に其報告書を印刷し之を千八百九十四年に於て開かるべき衛生學及デモグラフィキー會議に提出したり

委員はタットンンのエヂャートン侯ダグラス、ガルトン氏ヘンリー、イールスコイ氏及ドクトル、フランシスウワーナー氏なりとす其記名はロンドンマ

るものなり

強制は反て壓抑に傾かざるや否や現今の教育標準は總ての場合に適當なるや否や學校より直ちに貧民癡癩犯罪に沈淪する所の大多數の薄志弱行の徒(女子も亦然り)に向て公衆の利益の爲に尙特別なる注意を施す者を必要とせざるや否や其他斯の如き必要なる事項は十分なる考慮を要する所なり

委員は此の討査を十分に爲したる後之を表に作製して示すことを得ば道德上及社會上の缺點を暴露することを得べく尙教育の進歩發達に對して有益なる指導を與ふべきを信じ専ら之に依て現行教育制度の弊害を拂拭せんことを期したり

而して委員の爲したるが如き試驗法を以て公共學校に適用せんとするに至ては其の間著しき困難なき能はず然れども此等の場合に在ては教師及兩親は其に上顧及同等の側度を爲し得べきを以て可なりと雖も或る組織事業に收容したる兒童にして其院長の支配の下に屬する者に向ては殆んど其試驗を施すこと能はざるものなきに非ず從て之を爲し得べき範圍内に於て此困難なる問題を決せんこ

とを要請すへきや否や是れ又一の討究を要すへき問題なり
固より此の試験をして十分なる價値あらしめんと欲すれば成るべく多數の兒童に之を適用するを要すべきを以て恐くは各州の慈善局に於ても亦之を採用するに吝ならざるへし
此の如き討査にして正當なる惻度を爲し得へしとすれば各種の私立協會に於ても之と相一致し無告及犯罪兒童の監督方法の指南を與へ得るに至らんことを吾人は望まざるを得ず

○幼稚園

カリフォルニア州桑港

ゴルデン、グレート幼稚園協會長

サラト、ビー、クーパー

此の事業を經營せんと欲せば先づ吾人は犯罪貧民及癲狂の陣營に入る所の不幸兒童の大多數は正出の者に非ざることを承認せざる可からず彼等は不良の傾向に陥り警愕戰慄の念を抱きつゝ社會に出

て生存競争場裏に身を投するに至りしものなり
然れども予は此等の如き出生後棄兒となりたる者に向て如何なる事を爲すへきやを今茲に述へんと欲す如何なる教育訓練の方法を以て彼等を社會の一良民たらしむることを得べきか其世襲傳承の缺點は教育及世襲の訓練に依て之を矯正するを得へきなり是を以て吾人は後來犯罪者となるへき棄兒に對しては成るべく速かに相當の處分を爲さざる可からず嬰孩の兒は善惡共に感染浸潤し易く殊に不良の傾向を來すこと最も甚だしきものあるを以て國家の繁榮不朽を計らんと欲せば此等の兒童に對して先づ其の基礎を置かざる可からず而して嬰孩學校をして成効あらしめんと欲すれば幼稚園組織に若くはなし幼稚園は之を名つけて幼兒の樂園とも謂ふへきものにして無數の可憐なる棄兒をしてイデンの花園に入らしむるの門なり幼兒教育の大家フローベル氏は從來の孩兒教育の組織を廢改し新組織を立てたる人にして叫んで曰く來れ吾人をして我愛すへき兒童と共に生活せしめよと然りと雖も小兒は小兒の時に早既に不徳犯罪に陥

りたる兒童なりと謂ふ能はざるや事實なり唯不幸なる兒童は不幸なる生活を營むへき豫言者なり最も幼時の時に臨んで徳義善行の科程を我等に與へよとはプラトリーの謂へる言なりきロードベークンは曰く國家の偉人を生むと否とは兒童教育の如何に存す又アリストートルは曰く眞に兒童の玩具とする所のものは將來人たるべき者の生活及事業に對して干係ある者ならざる可からず而して又首長を作るは幼時の教育如何に在りとは日耳曼の大詩人の言なりき神言に曰く其探るべき進路に就て須く兒童を教育する所あれ成人となりたる後も此進路を離れざるへしと吾人をして宜く兒童に對する事業に就ては須く戒備慎重を加へざる可からず兒童事業は常に家族社會國家及世界に對して大なる利益を與ふるものなり
ラスキン氏は曰く國家の眞正の歴史は戰爭に非ずして唯其家の主人の意向に存すのみと而して氏は幼兒に對して思慮分別あるに至る迄は適當なる衣食住を與へ之を教育すへきは國家の義務なることを信せり然れども之をして効果あらしめんと欲せ

ば政府は人民を監督して強制を加ふる所なからずと爲したり此事實は現に今日予輩の目撃する所なり

共和政體の下に屬する兒童は正直勉勵獨立の氣象を涵養せざる可からず固より如何なる國如何なる人民なりとも國家は無智犯罪の民を生産せしむ可からざるや論なし吾人は是を以て横行兒及過失兒童の爲めに矯正回復を計らんが爲めに無數の仁道的組織を有せり而して又感化院保護院監獄及懲治場等を有すと雖も是等は所謂一種の病院にして其事業は第一に採るべき主要の事業に非ずして寧ろ第二の副業とも謂ふべきなり

犯罪の豫防は社會の義務なり社會は一方に於て之を防制することを計るに非ずんば一方に於て犯罪者を罰すへき權利を有せざるなり而して眞に社會の理想とする所は犯罪の依て起りたる原因より移すに在りて或學者の言は能く此點を説明して餘りあるもの、如し曰く犯罪は刑罰に依て之を防制することを得ず若し刑罰に依て防制せんと欲せば必ずらずや罰す可からざる幾多の形狀を以て他に出路

を求むるに至るべきなり犯罪の防制は眞に罪を行はんとする志を奪去し犯罪者たらしめざるに存し單に犯罪に對する刑罰を以てすへきに非ざるなり犯罪は其の重輕たるを問はず其基礎を専ら教育に置かざる可からず荒廢有害の徒に對しては獨り智育のみならず尙精神教育に向て勉むる所なるへからず精神教育は實に凡ての方面に向て善良且必要のものたり云々と實に此の言の如く吾人は惡少年の性質を變更創造する所の教育方法を以て最も適切必要と爲さるを得ず

鍛練教育の目的は其の性質に存し行爲は唯僅に性質の發表示現に過ぎざるなりマツシューアーノルド氏は曰く行爲は生活の四分の三を占むと實に然り是を以て先づ其行爲の挽回を欲せば性質其物を改めざるへからず教育に對する國家の觀念は徳義法禁に觸るゝことなき獨立の府民を養成するに在りて明智の商人勤儉の工業家及屈強の農夫は何れも皆國家の城砦にして其の不汚繁榮強力を計るの基たるものなり

わさはひ一たび土地に起らば

同じ心を有せざるものなく梳理清潔を缺くる所の無教育の徒に非ざるなり例ひ兩親は粗暴殘忍にして社會は又之を冷淡に看過すと雖も神使は尙輝きたる眼を以て之を愛憐慰撫するを怠らざるなり如何にして吾人は此等の兒童に對するの處分を講せざる可からざるか何れの國と雖も善良文明の人民は共に相結合して之を扶助し教育せざるはなし寺院は以て彼等を監督せんことを主要の事業と爲し自重自持を期する所の法律は例ひ完全ならずとするも亦彼等を監督せざるはなし然らば如何なる方法を以て之を監督すべきか曰く他なし大市街の貧民の爲に私設の幼稚園を建立するに在るのみ此の頃或富豪家は幼稚園の義捐金を予に送り且曰く兒童に對する此事業は最も善事たるものにして予は喜んで此の如き補助を與ふるものなり予は之を以て兒童に對する一の貯金方法なりと信ず監獄の如き事業に投する費額十倍よりも毎月此等の兒童に向て五弗を支給するとするも尙且却て遙かに有効なるを覺ゆと

茲に多數の慈善幼稚園にありと雖も其設備不十分

最早災の餌食となりて
富數萬積み重ぬとも
人の命や茲に絶へなむ

王侯貴人何人ぞ

呼吸に依て長らへたる如く
呼吸に依て滅びもし榮へもせむ
國の譽たる農夫や

一たび亡びたらん曉は

復と再び補充の道なきなり

復と再び補充の道なきぞかし

以上説述し來る所を以ては未だ十分に諸君は其の不幸なる兒童の後見となつて監督するの必要を理解せざるへし此の問題に關して善良なる教師(所謂聖書ならんか)は何を謂ひしや曰く小兒と輕蔑して注意慎重を缺くこと勿れ天に於ては彼等の神使は常に上天の容顏を拜し居るに非ずやと實に予は不徳及犯罪群を脱したる者に就て尙意情にして蒼顔早熟の兒童を見る毎に一點の光明叢雲の間より映出するが如き思想の浮ばずんばあらず即ち何れの兒童と雖も上天に向て哀憐を請ふ所の神使と

にして全、幾多の兒童を收容すること能はずして尙市外に徘徊し不徳犯罪に傳染せらるへき者あるを免かれず是れ固より一時の現象に過ぎすと雖も紐育洲の或富有の村落に於て一息兒あり之よりして財産に危害を興へ社會の各個人を害する所の無數の犯罪者浮浪者及貧民の生したるを記臆せざる可からず今茲に敗徳の一婦人ありと假定せよ其婦人は曾て一たび純粹無垢の可憐兒たりしも幼時感化を受けざりしか爲めに遂に不良の母となり六人の兒童を生したりとせば從て子孫も千二百人の家は連綿として絶へざるものあるを以て其感化又永久に繼續するあるを免れず是を以て一人の兒童に對し德育善行の發揚を怠りたるの結果其の兒童の隣人子孫迄も其の敗類無監督の狀況を波及するに至り六家族の子孫各二十代に至る迄も尙保護院及監獄の厄介たるに終るべきなり故に該國の人民は教育機關を設備し一人たりとも之か感化を蒙むらざる兒童なきに至らしめざる可からず而して教育をして確乎たる効果を收めんとならば成るべく早幼の時に際して之を授くるを要す幼稚園制度は

確かに犯罪豫防の機關たるを失はず今紐育の某村落に於て有用ある千二百人の子女をして生産的勞働に従事せしむる之をして全く遺産なき貧民及犯罪者たらしむるの結果差異は果して如何に大なるものぞ吾人は此の一兒童の爲めに民福に影響する所の結果即一兒童の價値に干する單事實に就て之を見るも蓋し思ひ半に過ぐるものあらんと信す

幼稚園長は宜くフローベル氏の認めたる原理に依て之か進歩を計らざる可からず即ち各兒童は自然の子なり又人類の子なり神の子なり故に之か教育は以上三個の干係に於て之を觀察し各々其の使命を全ふせしむる所なる可からず他の言を以て之を謂へば眞の幼稚園長は體育智育及德育に對して謹慎なる注意を下たさざる可からずフローベル氏曰く汝は獨り言語に依て美事を爲すこと能はざるを記慰せよ唯實賤躬行に依て兒童に教ゆる所あれ其の確信は萬世を経るも竟に渝ることなげんと實に然り幼稚園に在る所の兒童は唯善事を活すのみならず尙善事ならざる可からざる同情を注入す

る所なかる可からず幼稚園兒童は言語よりも寧ろ行爲に依て明かに神に對するの愛情を教へらるゝものにして從て口以て神の隸僕たらんことを説く能はずして唯行爲に依り天帝の慮に依て成立すへき高尚なる善事を爲すことを待べきなりフローベル氏は此の如き眞理を證明説破したる後曰く予は實に教育の根底を宗教に置くものなり故に宗教に迄之を導かざる可からずと

吾人は又熱病に苦みつゝある所の病者に對し治療の術を施したる庸醫の例を擧げて之を説明せんと欲す若し夫れ醫師に向て其施こし來りし醫術の如何を問ひたらんには彼は佛然として答へて謂はん予は唯病熱の下降を試みんと欲するに過ぎず其他何等の治術あるを知らざるなり然れども最早時後れす病發作時に際したらんには予は之か蘇生を計るの道あるべきにと是れ實に其の倒るゝに先んじて徐ろに計を爲すは易々にして既に倒れたる者を回復せんとするは須らく困難なるものあるを示し恰も吾人の事業と其の原理を同ふするに非ずや尙予は最早之より進んでは幼稚園制度の理論を説

かざるへし唯僅に其の重要なる點のみに就て之を説くと止めんと欲す先づ第一幼稚園は心の教育を目的とせざる可からず幼稚園創設者の説明せしが如く幼稚園の目的は心及靈魂をして正當なる方面に導くに在りて造物主と一體ならしめざる可からず予の曾て述べし如く實に幼稚園は兒童の樂園にして可憐なる小兒をしてイデンに入らしむるの門なり義務の法律は即ち愛の法律として小兒に認知せらるへしフローベル氏は神聖なる精神を以て眞に發達すへき動力活機と爲し氏の理論は人間の心をして唯獨り吾人の祈るべき神の愛を以て之を満足に發達せしむへしとするに在り故に彼は宗教教育を以て遙に宗教講演に優れるものありと爲し小兒をして神の朋友に導くを以て其の目的となせり彼は互に愛し互に助け互に親切に互に注意せよと兒童に教へ何人と雖も相互の愛なき者は又神を愛せざるものなることを説き氏は犯罪者に對して之を悲めり茲に於てか予は再び言はんと欲す幼稚園制度は犯罪を豫防するものなりと

むるは事既に遅し恰も馬の盜まれたる後に進んで厩戸を閉すと同一轍なり世襲論に就て最も有名なる著者たりしモーズレ氏は曰く癡狂者及犯罪者は蒸氣機關及白金内印刷器械の如く一の機關たり此の機關に依り生産したる物品は實に吾人をして之を處遇するの方法を講ずるに迫まなからしむれば概して之を謂へば偶然若くは不正格の者に非ざるなり唯規則の示す所に從ひ宜く其の原因を探求する所なかるへからず如何なる原因に依て生し如何なる規則に依て働かしむへきかは學問の職分なりとす云々と何人と雖も共和政體に於て一層國家の繁榮幸福を増進せんと欲する者は腐虫の體内に宿らざることを注意せざるへからず無智及犯罪は死の種子たることは國家及個人に取つても同一に眞理たるを失はず予は節制の志氣を養ふの捷路は幼稚園兒童の教育をして道徳克己獨立の感念を養成し心志をして頭及手の如く鍛練するに在ることを誠心誠意に信するものなり此の如く注意したる教育法に依て其性質を陶冶變形するに至らば勇武健康なる道徳の人

民を組成するに至るべく而して又貧民院癩犯院監獄其他の事業をして不用ならしむべきなり先づ此等の費額に就て考思一番する所あれ唯獨り紐育洲に於ての費額を見るに病院貧民院盲聾院及癩犯院の爲めに五千萬弗を豫備し毎年一千萬弗を要するに必ずや而して此の内には監視場監獄の如きものは包含せざるなり

若し夫れ政府當局者にして犯罪貧民癩狂者に陥るべき怠兒の處分を爲すこと能はずとすれば仁慈の宗教家に之を待つの外なし宗教家は實際能く其難事に當り事業を爲し得るの適位なるものなることを信ず或は宗教を以て將來を計り現在に於て或働作を爲すべきものに非ずとの非難を與ふるものなきに非ずと雖も若し此意を以て真理とせば宗教は終に未來現在共に何等の爲す所なくして終るべきなり真正の善は單に永遠不朽のものたるに止まらず神の力に依て人類の品位を高むる高尚の事業こそ真正の善と謂ふべけれ此事業の爲めに將來生存競争場裏に立つ所の勞働者をして苦痛と責任とを輕減することを得べきなり是れ實に貧究助けなき

兒童をして生活害し早熟するの弊を除却せしめ以て始めて能く此目的を達し得べきものとす

法 令

○司法省令第十一號
明治三十六年三月司法省令第五號中看守の定員「八千四百五十五人」を「八千四百二十五人」に改む
本令は明治三十七年六月一日より之を施行す
明治三十七年五月十八日
司法大臣波多野敬直

○勅令第四百四十五號(明治三十七年五月十六日)
監獄官制中左の通改正す
第三條中「五十七人」を「五十六人」に改む
別表中仙臺監獄の項を削り鹿兒島監獄の項中「鹿兒島市」を「鹿兒島郡伊敷村」に改む
附 則
本令は明治三十七年六月一日より施行す

雜 報

○東京便

別 天 生

拜啓、皇軍の連戰連捷は如何にも目覺しく欣祝の至に奉存候、海軍の港口閉塞は一次より二次、二次より三次終に其目的を達し陸兵を遼東半島に上陸せしめ普蘭店を占領して旅順を扼し一面九連風の城を拔て威武堂を陣鼓相進むの貔貅あり、麻提督は海底に葬られて亞總督一日を辛ふじて僅に逃路を闢く、此勢にては黑將軍も末路の程如何やと疑はる、何と目覺しき海陸軍の舉動には候はずや、其克捷を得たる所以のもの全く、聖上の稜威に依るは勿論なりと雖も海陸軍將士の忠勇比類なき事に基きまた斯忠勇の將士は則ち忠勇なる國民の一團に過ぎざるを想は、結局斯國民の特性として且又通有として忠勇の二字は吾人同胞の離る可からざる性情に有之、予は獨り之を軍人に限るの謂はれなき事を確信致申候、唯今日に在ては海

陸軍將士の勞をこそ大に謝すべけれ、非軍人をして忠勇の士に非ざる者の如き斷定否奪る世人の此感想あるか如く見ゆるは軍士の名譽を表彰せんとするの餘り一般國民を見くびりたる不穩當の見解には非ずや

一朝事あるに際し劍を握て馬前に骨を曝し、又は海底深く鯨鯢の餌と爲る、一身を捧けて祖國の爲に盡くさむとするの志や誠に嘉尚するに堪へたりと雖も實に死は易く生は難し、既に身軍籍に在る以上は何人か能く斯國難に際し踴躍争ふて死地に入るを希はざるものあらむや、是れ實に我國人の美性として他邦に對しては最も大に誇稱するに値ひするも大和魂の血性を稟けたる者に在ては左程の稱贊を博するの價値だになし、萬世一系の皇室を戴ける國民としては君臣の情誼極て篤く主君の爲には一身一家を捧ぐべしとの感想は即ち是れ醇乎たる大和魂を示せるものにして若し眞に死を以て忠君なりとせば何人も死を以て寔に鴻毛よりも輕しと爲し易々たる朝餐前の仕事たらむ、死は多數世人の想像する如く難事に非ず、死を以て相争

ふの覺悟は何人にも在り得べく殊に人心の勃興せる戦時に在ては心なき軍人は一概に死を以て名譽と觀念し死すべからざるに尙死するの傾なきに非ず、死を以て唯當に自己の職分を完ふする上に於ける熱心の度を現はすものこそは可なり、即ち自己の職分を貫く上に於ては死をだも辭せずとして始めて吾人の特性を發揮したるものと謂ふべきなり、此意氣は吾人職務の如何を問はず何れの業何れの處にも熱心なる信仰を顯揚し其成效を所期するものたり、予は之を以て獨り我忠勇なる軍士のみに限らず苟くも此血性を稟けたる大和男兒に向ては何人にも通有せる特質たるを確信す、幸か不幸かは知らされど今日干戈相見ゆるの時なればこそ軍士の意氣として忠勇の標本を吾人に示したるなれ、一言にして之を蔽へば大和民族たるに耻ぢずとして敢て酷だしく稱賛の語を下すにもあらざるべきか、他日一朝機のあるあらば何人も國家の前に對しては此位なる意氣あるべきを疑はず我僚友諸君の熱誠なる亦敢て軍士の精神と軒輊する所ありとも思はれず、監獄事業の事に於ては改

々として以て鞠躬如たり、唯その事業の性質として効績の著しく顯揚せられざるものあるか爲めに普く世人の大なる同情を得る能はざるのみ、今日露と相比して左程劣るべくも見えず、地勢上彼れ歐土と非常に懸隔せるが故に我が状態は能く彼の熟知する所たらざるを憾むのみ、若し戦勝の餘漸く着目する所と爲るに至らば兎に角監獄の真相も亦從て現るゝに至るべく戦勝國たるの體面に耻ぢざる迄の程度迄は改良され居る事と存候、忌憚なく卑見を吐露すれば歐洲諸國に比しては尙大に遜色なきを得ざるべしと想像する廉あれど露に對しては左程の劣りばへあらざるべきか、併し此上尙僚友諸士の銳意熱心に協同せられ益々職務の爲に盡瘁せらるべきは軍人との權衡、當然の措置と被存候

御承知の通り此頃は各監獄とも假出獄の範圍を擴張し本年に於て早既に六百名の多きに上りたるに唯一人の停止者すらなきを以て見るも假出獄の撰擇其宜を得たるは勿論のこと、監獄行政の着々進歩するの狀態を卜知し得べき事と存候

本會茶話例會も大分面白く相成申候、會席には流石の戰爭雜誌及政事雜誌新聞等ありて縦覽御勝手に鶉鷺の戦も始まり將暮の慰もあり、半日の閑を消するには十分にて話題も亦千變萬化、眞に襟懷を寬きて城府なく僚友相親するの好機關たるを覺へ申候、先は右迄拜具

○仙臺監獄の廢止

今回勅令を以て愈々六月一日より仙臺監獄廢止の旨發表されたり、宮城監獄拘禁の徒流刑囚三百有餘名は本月上旬に樺戸に移送せられたれば六月一日以降は同監獄は全く一の地方監と爲り懲役禁錮等の囚人を拘束し、現在の所謂仙臺監獄は仙臺分監と爲りて刑事被告人及女囚を拘禁する都合なりと謂ふ、從て宮城監獄へ從來徒流刑囚を移送したる聯合府縣中宮城盛岡秋田青森等の諸監獄は直接樺戸に押送し福島山形以西の監獄は小菅に押送することに爲るべしと

○感化生徒(懲治人)の遠足

懲治人の遠足に就ては固より當局者の注意を要することにて之が處遇の方針既に從來慣行の如く獄

裡に幽閉せしむべきに非ざるは勿論却て郊外散策を利用し心性の啓發を促すの見込ある以上は感化上最も有益なる手段の一たり、今や戦報世に喧しき時代なりと雖も春風駘蕩、兒童の快適を貪らしむるの好機に屬す、菜黃麥青の間を縫ひ衣袂に戯むる、胡蝶を追ふて農家生活の趣味饒く牛馬の江頭に飲ふを覽ては一層其興趣を深からしむるは當に以て心神の爽快を覺へしむるのみに非ざるなり、一舎の裡に起臥寢食を共にする兄弟兒童の情誼は疲憊せる友を負ひ扶けて苦樂を頼ち地理歴史風俗の教草は到る所教師の説明に依て實地に就き活智識を得べく單なる此遠足旅行に依て大なる智徳體の三育を兼ねるを得るなり、左に掲ぐるの記行文は其實際を穿ち得て趣味を覺ゆるものあるを以て茲に掲げて諸氏の一讀を煩はす、敢てまた他監獄に於ても斯の如く懲治人の遠足旅行を企てよとの勸誘にはあらず、さりてまた無論否認すべき事柄にあらざるなり、要は感化の手段として時々遠足を試ましむるの有効なるを示し併せて其兒童状態を目撃せしめんと欲するのみ

金子氏書簡

拜啓豫て申上候遠足運動を此の學期末に實行致し度しと心組居り早川校長と懇談の上精神養氣質鍛練及修學等の目的にて去る三月三十日に比企郡松山町の百穴まで遠足の事に決し其前日即ち二十九日に萬端の準備を致し候川越より松山迄は往復里程八里強なれば全體の生徒には到底適せざるを以て不本意ながら乙組は他の方面とし甲組の生徒四十五名と定め其生徒に明日は川越より北方四里の松山地方に遠足を試むるに付午前五時起床直に食事の上六時出發辨當及草鞋一足手帳鉛筆手拭を携帯すべき旨を告げて寢に就かしめ申候然して其の夜の狀態を岩崎氏の視察によれば平素よりは一層靜肅に安眠の模様なりしがまだ夜の明けざる午前四時頃より眼を醒まし起床の鳴鈴今や遅しと待ち居りしもの十中の七八ありたりと之を見ても生徒等の如何に楽しく思ひしかと想像致され申候小生は午前五時に出勤したるに早川校長は既に已に出校萬事指揮せられ居り候

ひ附添の職員は岩崎關三澤田口久下及小生の六人にして午前六時に出發致し藤教師山田授業師も同行致され候
同窓者打連れ旅行を試むるは特に興あるものにて見慣れぬ山川の風景を眺め風俗人情等より地理歴史上の事項なきを見聞するは學生としての樂みの多かる中に此の上なき樂の一と存じ候が況して時は春の嬌生にして霞の笹鳥の聲眺めに倦かぬ氣色日は朝にして町を離るれば所謂武藏野の平野は渺茫として萬頃の田野遠く開け黃なる菜の花の咲ける青々たる麥畑秩父の山は翠にして霞わたり淺間の山より立ち登る煙は天に沖し入間川の氷は皎ふして自ら興味を添ふの心地し生徒等は喜び勇みて右願左防彼の山は何曰く秩父の武甲山彼は何曰く淺間日光筑波曰く入間川曰く越湯川生徒と職員の應答交りにして生徒等の求智心の盛なる一端は自ら談笑の中に表出され申候殆んど一里位毎に小憩し古戦場の遺物たる十數ヶの塚ある野本村より舊道をとり畑を過ぎ田を越へ市の川の流れを眺めつづ斷崖絶壁の下を歩む生徒諸子の快感益々加は

るの風あり午前十時に岩屋觀音の下に達すこゝにて生徒全體を四分し急坂を攀ち觀音を拜し頂上に達す岩崎氏は携ふる所の双眼鏡を出し順次生徒の眺望を恣にせしむ位地高くして一條の清流滾々として麓を廻り松山町は眼下に見へ青氈を敷ける麥畑黃金色なる菜の花自ら心神を清からしむるの看あり更に生徒を整列し粗來谷の城墟につき談話し城陥落の際中に埋もれし燒米を試掘せしめしに數粒を得て喜こぶものあり見當らずして失望せるものあり無邪氣にして愛らしき姿は几筆以て記さんこそせば却て眞を失するの儀に候

明を加へ太古穴居時代の狀態等に付き講話せしに手帳に筆記せるものもあり此處を辭し觀音の前にて晝食をなし土器製造所に至り大要を一覽せしめ道を轉じて箭弓神社に詣り歸路越邊川の堤防を歩みづゝ散步唱歌を合唱せるは一層の快樂を覺わしものゝ如く歩調整然不知不識の中に伊草の波も打渡り午後四時半無事歸校仕り候然して此の遠足に於て生徒の英氣は少しも衰へしものなく喜び勇みて校内に入り尙其翌日も平日と異なることなきは體育上後の參考となるべきかと愚考仕候

此處を降り百穴に到るに生徒共に快哉を連呼す實に東京横濱の如き場所に入となりしものに取りては瞳子に映するもの喜ばしきも就中此處に至りては又奇異の感に打たれざるはなく况して其の他の者も未嘗て實驗せしもの一人もなきに於ておや先づ事務所に至り觀覽の旨を通じ岩崎氏の指揮の下に山腹を攀ち各穴を調べ終りし後丘上に休憩しつゝ四方を眺望せしめ更に降りて百穴の麓に整列の上事務所に藏する所の古器物を各生に示し一々説

又岩崎氏外職員の懇切周到なる生徒諸子の温順にしてしかも活潑なる動作に至つては深く嬉しく存せられ候餘り長々しく相成り見苦しく候へども當日狀態の大要相認め且つ生徒の紀行文一々御覽に入れ申候却説又乙組四十五名は四月一日を期し同目的を以て入間川町地方に遠足を試み申候附添は岩崎、關、横溝、久下、田口の五人にして藤教師も同行せられ候之れも甲組の如く準備し午前六時出發す此の里程は往復五里半にして生徒の年齢は十二歳より十七歳迄のものにして岩崎氏指揮の下に川

越入間川間の縣道を進む此の日天氣も宜しく春風身に適し遠く富岳を望み廣々たる平野を過ぐ胡蝶は菜の花に戯れ煙霞深き庵藁屋の影彼方此方に見えつ隠れつ點々たる林は木の芽けぶり心神自ら爽快を覺え年少者の割合には活潑に勇み進み午前九時半に入間川町に達し右新田義貞が北條氏を討伐するに際し戦勝を祈りし八幡神社に参拜し駒繫ぎの松など見せしめ申候此の境内は位置高くして眺望最も宜し此に於て遊戯をなしたるに快活の動作は一層にして麗はしき元氣は各生の面に溢れ申候此處にて晝餐をなし更に歴史上地理上に付談話し藤氏も農事上に付講話し終つて歸路入間川の沿岸の堤防を歩みつゝ小谷ヶ村に至り内田某氏の養鯉池の邊りに休憩鯉魚の濼々として游泳するの狀を見更に整然として午後四時歸校致し候之れまた甲組と同じく少しも疲勞などの狀はなく此の位の里程は適當に思はれ候只年少のもの多きが故途中草鞋の紐解け袴の脱げんとせるあり董士筆など見て道草を食ふの風あるは多少甲の組と異なる所の如し然して途中我等を見る人普通の小學校の職員及

生徒を以て待遇し聞き苦るしき言葉は少しも耳にせず生徒等も全く學生たるの意志と見受け申候右二つながら愉快に且つ無事に満足に其目的を遂げ申候は常々御方針を御示し相成り躬行實踐以て御指揮の致す所と存候歸校後紀行文を綴らせし處先生よ之れは早崎先生に御送りしますかと教室内にて發問いたし候仍て生徒の(高等科)意向を尋ねしに中には拙き故見合せくれといひしものもこれ有り候へども多くのものは御送り申したしと舉手いたし候

右生徒の希望も有之候へば別紙一々相添へ御手元へ差上候間御一覽の榮を得度候謹言

別紙生徒の紀行文は誤字其他文體等に就て一も筆を加へず其儘掲載せし

松山町地方の遠足の記

補修科 O. H.

甲辰三月末我保護學校生徒甲部一同松山町地方に向て遠足を試みたり。午前四時起床食事後先生を合して六十餘人皆揃ひの白色辨當包を背負ひ學校を出立せし時は殆んど六時なりき。道途右に黄々たる田野を眺め左に信武の諸山を遠望し唱歌を歌ひつゝ勇氣勃然として入間川を渡り山田村伊草を經午前十時頃

吉見村に達す。同所に岩屋遺世音あり是を拜して其裏山に上る其羊蹄たる小を漸くにして木の根角を攀て頂上に到る此所は往昔安藤尊、道上田能登守の城址なりと。故に其地を堀れば落城の遺物たる焼米在りと余試みに其地を堀りしに二三粒を得たり鬱鬱として平地少なく色甚だ佳にして松山城下一日瞭然たり漸時にして降りしに茶亭の主人の其近邊より堀り出されしものなりと是より二程山に沿ひて進みしに百次在り日徑三四尺餘の穴山腹に二百有餘中には四五疊を敷くべく床の間の如きもの一隅に在り傳へ聞く太古の未開人類の棲息に供せしものなりと、是を遠望すれば宛も蜂窠の如し此所に於て又事務所の掛花珠曲玉矢の場石等を して見す又金子先生の此所の沿革史及び古器物の事に就て説明する所甚だ詳なり。

漸時にして元の茶亭に於て辨當を食し松山町に出で、土器製造場を見土器製造の大家を知り更に進みて箭弓神社に至る殿宇壯麗なる。實に言語に盡し難し夫れより歸途につき唱歌を歌ひつゝ疲足に鞭ちて勇を鼓し入間川を渡り其河原にて休足の上午後四時頃學校に歸着せり

入間川遠足運動の記

高等二學年 P. T.

時は春の四月一日乙組四十三名早起をし六時に遠足の準備をして校門を出で本町雨町鍛冶町志義町六軒町野田村太田村大塚村原新田大袋新田などの村々を越谷奥富村に到る此處には柿の木多くあり柿の産地なりといふ是等の村では農業盛に行はれ菜の花は咲き満ちて恰も黄金を敷きたる如く寧ろ青々として風に揺りてり道はたには様々なる雑草の萌え出で童など愛らしく映き初め彼方には秩父の諸山霞わたりし其の景色いはん方なし入間川に着きしは午前九時なり停車場に至り更に町に出づ此處には青梅及飯能に通ずる鐵道馬車の設けあり演車と交通の連絡あり町の南方に社あり八幡神社といふ石階を昇り社に参拜す此處は場所高く入間川町は眼下にあり入間川の水は青々として飯能の諸山は重疊し景色絶佳なり其の傍にて遊戯をなし終つて晝飯を食したり金子先生は生等に説明して曰く此の神社は昔新田義貞が渡倉の北條氏を攻むるに當り此の地を過き此の神社に馳捷を祈願したる古跡にして社の後にある松の古木は義貞が馬を繫きたるものにて世に駒繫ぎの松とて有名なり又此の地は今や交通も便利となり飯能及青梅に通ずる鐵道馬車など設けられ

「此に於て余つら／＼考へしに太古人類の建築衣食等日常生活の樂拙なく故に自獲自養以て家を造るに建築業無く石斧等を工夫し辛く能はず嗚呼今日の聖代に生を受け生活衣食の道に缺く所なし然るに自己の過去現在を顧りみるに感慨禁する能はず嗚呼君に不忠親に不孝なり然れども古語に曰く人誰か過ちなからん過つて改むるに憚る事なか 善是れより大なるはなし故に此等雪ぐには能く諸先生の教へに服従し惡道を避けて善道に進み學を勉めぬを修の一日緩急あれば義勇公に奉じて天壤窮りなき所の皇運を扶翼し而して父母の名を後世に發揚するに在り」と

漸時にして元の茶亭に於て辨當を食し松山町に出で、土器製造場を見土器製造の大家を知り更に進みて箭弓神社に至る殿宇壯麗なる。實に言語に盡し難し夫れより歸途につき唱歌を歌ひつゝ疲足に鞭ちて勇を鼓し入間川を渡り其河原にて休足の上午後四時頃學校に歸着せり

入間川遠足運動の記

高等二學年 P. T.

時は春の四月一日乙組四十三名早起をし六時に遠足の準備をして校門を出で本町雨町鍛冶町志義町六軒町野田村太田村大塚村原新田大袋新田などの村々を越谷奥富村に到る此處には柿の木多くあり柿の産地なりといふ是等の村では農業盛に行はれ菜の花は咲き満ちて恰も黄金を敷きたる如く寧ろ青々として風に揺りてり道はたには様々なる雑草の萌え出で童など愛らしく映き初め彼方には秩父の諸山霞わたりし其の景色いはん方なし入間川に着きしは午前九時なり停車場に至り更に町に出づ此處には青梅及飯能に通ずる鐵道馬車の設けあり演車と交通の連絡あり町の南方に社あり八幡神社といふ石階を昇り社に参拜す此處は場所高く入間川町は眼下にあり入間川の水は青々として飯能の諸山は重疊し景色絶佳なり其の傍にて遊戯をなし終つて晝飯を食したり金子先生は生等に説明して曰く此の神社は昔新田義貞が渡倉の北條氏を攻むるに當り此の地を過き此の神社に馳捷を祈願したる古跡にして社の後にある松の古木は義貞が馬を繫きたるものにて世に駒繫ぎの松とて有名なり又此の地は今や交通も便利となり飯能及青梅に通ずる鐵道馬車など設けられ

月に數回の市など開かれ將來有望の地にして物産は秩父太鐵山
山茶及其他的農産物など云々を講話を受け次に廣先生よりも
農事につき詳はしき談話を受けこゝより廣瀬の河原を越え入開
川の堤防を通り入開川の流れたる左に眺め軍歌をうたひつゝ小ヶ
谷村に至り内田某の養魚池にて鯉魚の遊ぶを見午後四時に學校
に歸る而して此の遠足にて只愉快なりしのみならず地理歴史上
及農業上につき智識を得たること少からず

四月一日

高等二學年 田村米吉

○日曜日の利用

時局に鑑み四人作業の日曜休暇を廢止し半日宛就
役せしむる向もあれど是れ全く日曜日を以て遊休
に暮らさしむるは此節柄贅澤なりとの感より起り
たるならむも決して日曜日の安息を以て無意味の
休息に非ざるなり利用法の如何に依ては之をして
最も貴重なる大切の日として見るを得べし理髮入
浴書信等の雜用は此日に爲さしめ或は教誨講話又
は書籍の看讀制限も此日は幾分か寛大ならしめ一
面慰樂を與へしむるの機會と爲し一面心性の開發
を促進するを得べきなり、何人にあれ人間たる以
上は或場合に於ては大に休息を與ふる代りに平常

の勞務は嚴重に之を勵行するを要すべく假令日曜
日に於て半日服役せしめたりとて之に依て決して
作業收入の増加を求め得べきに非ず服役時間にし
て延長すれば如何にも利益あるか如き皮想の感あ
らむも其實平常の目に在ては作業の出來高は勢ひ
減少せざるを得ざるを以て差引左程の利益を望む
べきに非ず若し當局者の思惟するが如く眞に作業
收入の増加を得むとならば平常の服役時間に於て
監督を嚴密にし孜々勞務に服せしめ一面日曜日に
於て休息の餘地を與ふるこそ肝要なるべし况んや
感化上有効に之を利用するを得るの途あるに於て
おや、此際全体を廢して半休と爲さしむるは吏員
の休息としても亦一考を費すの價値あるべし兎に
角日曜日の全體は將來尙一層必要且貴重に之を利
用する方法を講究するの要ありと雖も之を廢止
するの謂はれなきを信す

○二十六年度米麥石代調

今各監獄に於ける前年度の米麥石代を調査するに
左の費額なりと謂ふ 各監獄所在地の物備の昂低
を知ると同時に成るべく廉備を以て購買せむこと

の参考として左に其代價表を掲ぐ

三十六年度米麥平均石代調

小菅	米一石代	麥一石代
東京	一三〇七〇	一二一六七
市谷	一二五四二	一〇三四〇
巢鴨	一二五〇七	一〇三四九
横濱	一一九二〇	九四四七
浦和	一一二六〇	九八一〇
前橋	一一二一〇	一〇八五三
千葉	一一一八五	七五三八
水戸	一一六九五	八七四五
宇都宮	一一三二一五	八九一二
長野	一一二八六五	八〇九〇
甲府	一一四三五七	八四六二
安濃津	一一八一	一〇二九九
名古屋	一一七九七	一一八〇一
静岡	一一九一八	一一三〇四
膳所	一二六四八	九九三七
岐阜	一〇九七一	九三〇四
阜	一一五八九	九〇六八

福井	一三一二二	一〇六八九
金澤	一三三六八	一〇六八八
富山	一二三八〇	一一八六七
新潟	一三、四八九	九五一三
宮城	—	—
仙臺	一二七九四	八、五二四
福島	一三、四三一	九、二九六
盛岡	一二、八〇〇	九、七七〇
青森	一二、八四九	九、五〇二
山形	一二、五一八	九、八七六
秋田	一二、七四三	—
京都	一二、一三九	一〇、七九二
大坂	一一、四九三	八、八六七
奈良	一一、八〇三	一一、八八八
和歌山	一一、三九六	一〇、三八二
神戶	一一、四一八	一〇、〇三三
岡山	一一、二〇七〇	一一、三二〇
廣島	一一、二四八九	一〇、五九三
山口	一一、二八五四	一一、一四一
鳥取	一一、二八八八	九、四八三

松江	一三〇四四	一、二五六五
德島	一一三六五	一〇、一三八
高松	一一五六五	九、八三五
高山	一〇、九七三	一〇、七八八
三池	一二〇四一	九、一四九
長崎	一一、七七一	九、六八六
福岡	一一、三一一〇	一、一二二七
大分	一一、一七五	九、五五九
佐賀	一一、〇二七	一〇、三八三
熊本	一一、四七八	一一、四〇四
宮崎	一一、九八〇	九、九三七
鹿兒島	一一、三四四六	九〇、八二
沖繩	一一、三四一	七、六二四

樺戸	一六、一〇八	一〇、九六一
網走	一五、八三一	一三、六一九
十勝	一三、九五五	一一、五七〇
函館	一一、四六九	九、六二六
札幌		

茶話例會

客月第三日曜日午後に於て例の如く茶話會を開かれたり 河野武田の市谷巢鴨教誨師の講話あり尙其他千葉監獄教誨師の講話あり 尙最後に小河委員長の講話ありて會を閉づ 其小河委員長の講話に長の講話ありて會を閉づ 其小河委員長の講話に係る筆記は未だ同氏の校閲を経ずと雖も大要を録して左に掲ぐ

○小河委員長講話

モ一大部分時間が移りましたから、私は極く短く御話する積りであり、本日は各監獄の教誨師の御

方の御高説を段々承りました、謹んで拜聴を致したのであります、從來私も佛教と云ふことには至つて暗いのであります、併し段々聞いたり少しく物を見たりする所に依つて考へて見ますと、餘程此佛教と監獄事業とは密接の關係のあるものであります、凡て人類は罪惡の人間であると云ふことは是は單り佛教に限らぬ、耶蘇教にしましても、總て宗教がさう云ふことを云つて居るのであります、殊に佛教などでは人間を罪惡から救ふ、此煩惱を救ふと云ふことには非常に力を盡して居るので又實際其方に力を用ひられて居つたこともあるにも拘らず、今日我邦に於きまして宗教社會殊に佛教社會の人が、監獄若くは監獄關係の事業に、割合に力を注がれる度が薄いやうに感じて居るのが、どうも私は甚だ不思議に堪へないと云ふ考を始終持つて居る、或は佛者から云ふと、人間は總て罪惡の者である、又此現世界と云ふものは所謂濁れる娑婆である、詰り人間を此娑婆から救つて極樂なり此次の未來永劫の世に導くと云ふのが佛教の主旨であつて、現世で苦勞すると云ふことは人間に當前の話である、即ち不幸の人間が牢屋などに這入つて苦むと云ふことも是はモ一當然のことであると云ふやうな風に廣く考へられて、何も監獄に這入つて居る者娑婆に居る者と云ふ區別はなく、一體に是は救濟しなければならぬものである、と云ふやうな廣い考を持つて居るが爲に、特に監獄と云ふやうな非常に窮屈な不幸な生活をして居る者を憐れ救ふと云ふことがないのではあるまいか、餘り考が廣過ぎて、此監獄と云ふやうな局部の中に呻吟して苦んで居る者を救ふに及ばぬ、總て此娑婆の人間は苦惱のものである、寧ろ當然であると云ふ考ではないかと云ふ感を私は持つたこともある、併し佛教にも色々ありますが、殊に眞宗陀羅尼經の方から考へて見ますと、惡人尙は往生す况んや善人

に於てをやと云ふやうな言葉がありまして、餘程悪人と云ふ方が因縁のあるもので、又さう云ふ人間が極く陀羅尼經に歸依するに近い者である、夫故に罪人なり悪人なりを救ふて往生せしむることに盡さなければならぬと云はれて居る高僧もあるので、そこらを以て見ればさうしても監獄などは佛教の方から大に昔から力を盡し、今日では尙更力を盡さなければなるまいと云ふ考を持つて居るのであるが、どうも餘りに宗教社會が監獄事業なり社會事業と云ふことに對して甚だ冷淡である、所で御承知の通り外國の宗教—基督教などから申しますると、聖書の中にも明に社會の最も小さな者を救ふものは自分を救ふのであると云ふやうな言葉があつて、最も憐れな者を救ふのは即ち耶穌を救ふのであると云ふので、それが骨子となつて頻りに此監獄事業なり社會事業には常に宗教家が力を盡して居る、監獄改良などと云ふことの動機は殆ど宗教家に依つて行はれたと申してもよい位で、今日に於きましても宗教家の監獄事業社會事業に對する働と云ふものは實に宏大のものであるが、日本の宗教家は成程口であつて外國の宗教家が熱心である、其冷熱の差は何處にあるかと云ふと、日本の宗教家は成程口では誠に熱心に云ふのであるが、外國の宗教家の違ふ所は私の考では單に口に言ふのみならず、寧ろ行ひの方が主になつて實際的に能く働くのである、例へば今日でも監獄の教誨師の方は宗教家が多いのであるが、教誨師としてさう云ふ風に働くかと云ふと、監獄内で罪人を集めて宗教道徳を説かれる、人間と云ふ者は善い事をしなければならぬ、悪い事をしてはならぬと云ふ道を説かれるに過ぎないので、外國に於ても無論監獄に於ての教誨には宗教家が其局に當つて居るのでありますけれども、其働さよりも寧ろ犯罪豫防に對し又出獄人保護其外直接間接に關係ある總ての社會的事業に向つて實

際的に働いて居る、それは唯道を説くにあらずして實際に就て例へば憐むべき衣食に窮する者を救つてやる、即ち餓へたる者には麵包を與へ渴したる者には水を與へ、凍へる者には衣服を與ふると云ふことをして居る、殊に近來宗教家の活動として、御承知の通り青年會とか云ふやうなものがあつて、下層社會の者を救濟することを努めて居る、又近くは彼の救世軍の如き、近年益々實際的の救濟を爲して居る、又免因保護事業或は感化事業の如き、殆ど一として宗教家が自ら手を下して自ら金を費し自ら力を出してやつて居らぬことはないで、總て殆ど宗教家の力に依りて夫等の事業が成立して居る有様である、先刻印南君の御話の亞米利加の監督官ノロウエーモント吏などが刑の執行猶豫或は再犯の豫防に對して非常に効果を收めた其監督官吏たる人はさう云ふ種類の人であるかと云ふと多くは宗教家である、少くとも宗教的熱情を持つて居る所謂有志者である、其有志者の頭は皆宗教的の考であつて少くも自分は宗教的の働を爲して居る積りである、自分は宗教家でなくして即ち實際的の宗教家と申してもよい、斯う云ふ風に間接直接に犯罪豫防事業に對して宗教家が實際の働をなして居るのである、所が日本では宗教家と云ふ者が口に専らにして行に十分でないこと云ふやうな感じがある、即ち日本の宗教家が是は單り佛教家とのみ云はぬのであるが、日本の宗教家が基督教の宗教家にしてもさうである、力を盡し財を費して自ら其衝に當つて或は出獄人を保護するとか不良少年を感化するとか、若くは貧民救濟事業に當るとか云ふ働は甚だ鈍いやうに私は感じて居る、此點が外國と日本と宗教の教義に至つてはどちらも區別はないであらうと思ふ、詰り慈悲なり愛なり同情と云ふことを根本主義として居る所の宗教であるならば、決して東西所を異にするに隨つて教義が違ふことはないと思ふけれども、

日本の宗教家の働が口に巧みにして實際の働に乏しくはないかと考へて居る、日本の宗教家の活動すべきことは澤山あるので、御承知の刑法草案では行刑猶豫の規定をも設けられた、尤も日本の刑法では其事は採用してありませぬが、縦令採用してなくても實質に於て是非其監督官吏のやうな者がなつて、監獄内に於て其人間を適當に保護監督することがなければ其効果を收むることは出来ないのである、然らば日本に於て其任務を誰に托するか、世俗の人或は法律家などから申しますれば、警察官なり或は相當の人間があるであらうと申しませうけれども、さて是を執行することゝなると、どうしてもさう云ふ方面に向つて働く人は宗教家に求めなければならぬ、又それを監督する上から宗教家を求める必要があるのみならず、果して如何なる人を行刑猶豫に附すべきや否やと云ふ即ち個人關係を調べる上から申しまして、普通の警察官なり俗人は決して此局に當ることは出来ないであつて、斯う云ふことに付ても亦宗教家の力を要するのである、又今日の時局旁、監獄の執行理想の上から御承知でもありませうが、大に各監獄の當局者に於きまして假出獄なり特赦と云ふことを非常に勵行せられつゝある、所で此假出獄なり特赦を執行せられて、其恩典に浴して出た人間の將來如何と云ふことであるが、如何に其人間が心神改良し罪惡を悔改めて出獄致した所で、其人間を保護監督し若くは生業を興ふる道が付かない時は、縦令十分改良した人間であつても、竟には所謂脊に腹はかへられぬで、衣食に窮するの餘り再び犯罪者となつて監獄へ行つて監獄官吏の面目を害することが生ずると思ふ、今日の時勢に當つて大に此假出獄特赦の如きことを利用するに付けても斯う云ふ人間を保護すると云ふ一層必要を感じて來た、其必要を感じた曉に於て、如何なる人が其局に當るか云ふと、矢張どして

も宗教家の力を籍りなければならぬのである、併し未だ是等の點に向つて大に活動しつゝあると云ふことを聞くことが出來ぬのであります、兎も角も有らゆる方面から宗教家が口の上のみならず、其人間に相當の境遇を作つてやり、適當の救済を興へてやることを、宗教家の適當の任務としてしななければ其効果を收むることが出來ぬのである、此人間の道徳心なり或は宗教心と云ふものは大概萬人が萬人同一のものであらうと思ふ、悪人もなければ善人もない、凡そ此人間五十人なり百人なり寄れば其者は大概平均したもので、悪い事はしなれば善い事をしなればならぬと云ふことは誰も心掛けて居る、であるから唯是に道徳宗教の道を講じた丈では、一朝境遇か變する機會に遭遇しますれば、吾も人も善人と信する者であつても其人間が犯罪者となることを免かれぬのである、であるから道徳上の必要此上なしでありませうけれども、之を唯説いて聽かせるのみでは割合に其効果を收めることは少なからうと思ふ、寧ろ説くよりも其人間に適當の境遇を作り衣食の道を作つてやるのが、犯罪の豫防なり總ての罪惡から遠ざからしむるは、所謂衣食足りて禮節を知るで、衣食を興へる道を實際的に講ずることは最も必要であらうと考へる、此頃私は是は今の話と結付が付かぬかも知れませぬが、佛蘭西の學者の「マルビール」と云ふ人の書いた物を讀んだ中に斯う云ふことがあつた、それは人間と云ふ者はさう銘々が自惚れるが如く權んで、居る人もなければ又自ら卑む如くさう劣つて居る人もない、萬人が萬人殆ど平均であると云ふてもよい位である、吾人人類の腦髓の中には犯罪者と云ふ者が眠つて居るのである、即ち言換へますれば吾人人類は眠れる犯罪者である、其眠れる犯罪者の醒覺は其犯罪者の眠れる程度が浅いか深いか其睡眠の程度如何と、それから此眠りを醒す所の外部の刺戟力の強弱

如何に依つて異なるのである、若し眠れる犯罪者が其程度の浅い場合に於きましては僅かの外部の刺戟でも醒す即ち犯罪者になる、所が幸にして眠れる程度が深くして外部の刺戟が弱ければ眠りが其儘に繼續して行く、即ち我々が法律にも觸れず罪人ともならぬで済んで居るのは、幸に眠れる度が深く且つ外部の刺戟の程度が弱い結果である、所で監獄に這入つて居る世間から擯斥されて居る人間達は、不幸にして眠れる程度が浅くして外部の刺戟が強かつた爲に犯罪者となつて居るのである、中には自身眠れる程度が非常に深くあるが、外部からの恰も百雷の一時に落るが如き非常なる刺戟に餘義なくされて眠が醒めて犯罪者となつて居る者も澤山ある、であるから監獄に這入つて居る世間から犯罪者と云はれて居る人間として、何も我々から見て擯斥すべきものでもなければ卑むべきものでもない、若も彼を卑むべきものとすれば、我も亦卑まなければならぬ、自分等も眠れる犯罪者であつて、少しも實質に於て彼も是も違ひはない、明日の犯罪者は汝であるか吾であるか、心ちから運命に遭遇すれば犯罪者になるのである一朝犯罪者になつたからと云ふて、之を憎んで懲戒すると云ふて社會から擯斥すべきものではない、大に罪人に對しても同情を以て之を救濟してやらなければならぬ、之を救濟してやるには單に之を言葉で以てするのみならず、實際的に保護し救濟するやうにしなければならぬと云ふことを云つて居るが、甚だ其言葉は面白い言葉であつて即ち宗教家が所謂人間總ての事は罪惡であること云ふのと同しで、宗教家などは道德的の罪惡と考へて居ることでありませうが、單り道德的のみならず實際的にも罪惡で即ち法律犯罪者であると思ふ、幸にして我々は如何にも立派の人間であるが、幾らも御同様な法律上の犯罪をするので、

(未完)

◎ 巡查看守退隠料及遺族扶助料法詳解 全 四六版美裝

附巡查看守療治料、給助料、及弔祭料給與令并關係法令 定價金貳拾錢 郵稅金貳錢

本書網羅する所斯法の各條に對して多岐に渉るものは恩給局に就き之を叩き親切丁寧に適實の解釋を加へ之に關聯する各種の法令は細大漏さず卷中に收めて遺骸あることなし故に巡査、看守、陸海軍監獄看守、海軍警備、議院守衛及其の遺族たる者は勿論取扱官廳の當局者にありても一本を座右に置かざれば以て享る權利を確保するを得べく他は以て職務の敏活を期するを疑はず元來本書は著者自ら職務の便を計り編纂せられたるものなるが爲め印刷部數固より多からず有志諸彦希は速に御申込あらんことを

◎ 傍巡查看守受驗教科書 全 定價四拾錢

附資格及志願手續

郵稅六錢 明治三十七年五月再版

本書は巡查看守採用規則の試験科目に基き、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、警察法、監獄法、歴史、地理、算術及作文の各料を正確簡明に講述し傍訓を施し何人とも能く容易に獨習するを得べく又附するものは以て其指針となすべく又試験官吏なる職に従事するものは問題の採擇答案審査の参考に供すべきは勿論已に巡查看守諸氏と雖も以て職務の資に供すべく特に現職に在るの士は宜しく知己友人を奨勵推薦する場合に於て其素養を啓發せしむるに於ても又缺く可らざるの良書たるを信する也

出版人

磯村政富

明治三十七年五月二十日

發行人兼編輯人 東京市麴町區飯田町五丁目卅二番地 磯村政富
印刷所 東京市麴町區紀尾井町三番地 磯村允貞
發行所 東京市麴町區紀尾井町三番地 磯村協會
印刷所 東京市麴町區紀尾井町三番地 磯村協會

